

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際経済に関する取組			番号	⑧				
評価方式	総合(実績)事業	政策目標の達成度合い		相当程度進展あり					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		3年度 当初予算額		4年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際経済に関する 取組に必要な経費		8,057,177		8,453,484	
	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費		1,459,220		1,599,627	
	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費		138,142		203,678	
小 計					一般会計	9,654,539		10,256,789	
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属すると 整理できるもの									
	小 計					一般会計			
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
合 計					一般会計	9,654,539		10,256,789	
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

令和3年度政策評価書

(外務省2-II-2)

施策名(※)	国際経済に関する取組					
施策目標	日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 5 我が国の経済活性化のため、2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,688	27,282	627	712
		補正予算(b)	347	△5,754	0	
		繰越し等(c)	7,291	248	0	
		合計(a+b+c)	9,326	21,775	627	
執行額(百万円)	4,929	20,809	281			
同(分担金・拠出金)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	—	—	9,097	8,942
		補正予算(b)	—	—	2,804	
		繰越し等(c)	—	—	0	
		合計(a+b+c)	—	—	11,900	
執行額(百万円)	—	—	11,896			

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進		
		*1-1	国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用	b
		*1-2	経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展	a
		1-3	経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階	a
		個別分野2 日本企業の海外展開支援		
		*2-1	日本企業支援強化に向けた取組	b
		2-2	対外・対内投資の戦略的な支援	b
		2-3	海外における知的財産保護強化に向けた取組	b
		個別分野3 資源安全保障の強化		
		*3-1	我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保	b
		3-2	我が国及び世界の食料安全保障の強化	b
		3-3	海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保	b
		3-4	資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数(注3)	b
		3-5	地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数(注3)	b
		個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等		
		*4-1	G7・G20サミットにおける我が国の貢献	s
		4-2	OECDにおける我が国の貢献	b
		4-3	APECにおける諸活動への貢献	b
		4-4	2025年国際博覧会の大阪開催に向けた取組	a

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30・令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

(注3) 本測定指標は令和元年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は平成30・令和元年度のみを対象としたもの。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別分野1における日本外交の活躍は、この数年目覚ましい。CPTPPの主導をはじめ、日EU、日英、RCEPといった経済連携協定の締結など、粘り強い外交は高い評価に値しよう。したがって測定指標1-2、1-3における「a」評価も妥当といえる。他方、自由貿易が正義だという価値観が揺らぎ、覇権競争が激しくなる中、ややもすると、以前の価値観の延長上で測定指標が組み立てられている印象を受ける。たとえば、測定指標1-1の次期目標においては、保護主義に対抗して自由貿易をどう広げるのかという問題関心が語られるが、喫緊の問題である技術覇権競争下で具体的にそれをどう維持するのかという点は語られず、旧来式の自由貿易協定路線を維持しているように映る(測定指標1-2)。より矛盾が激しいのは、経済強制外交への対処(と自由貿易との間の関係)であるが、二国間、有志連合、WTOなどどの場で何をするのかなどの方向性が見えないまま、ここでも自由貿易(経済連携)が語られる。自由・連携の帰結として生ずる相互依存を逆手に取られて成り立つのが経済強制外交だとすると、自由や連携(の増進)という指標だけでは不十分なのではないか。 ・環太平洋パートナーシップ協定(TPP)は、米政府離脱後の困難な状況において、交渉参加国と連携しTPP11協定の発効を主導した外交成果は高く評価できる。また地域的な包括的経済連携(RCEP)協定は、現代的・包括的・質の高い・互恵的という原則を堅持しRCEP協定をまとめ、離脱したインドの将来的な加入を働きかけたことも高く評価でき、「a」評価は妥当である。 ・測定指標1-2及び1-3について顕著な成果があったという点は重要である。なお、測定指標1-2と1-3は相互連携の度合いが強いことから1つの指標にまとめることもできるのではないかと思われる。実績については高く評価したい。 ・EU離脱後の英国との日英EPA交渉では、英国のEU離脱期間終了の時間的制約、新型コロナウイルスの感染拡大という困難な状況下でビデオ会議も活用し、4か月半で交渉を妥結させたことも特筆して評価する。 ・測定指標3-1~5については、日本人のIEAの理事会議長の活躍、新型コロナ感染拡大に対する的確な対応、G20大阪サミットでの水産資源管理にかかる日本のイニシアティブ、サンマの保存管理に関する採択など見るべき成果が多い。 ・測定指標4-1の「s」評価は妥当である。 ・「次期目標等への反映の方向性」では、総合外交政策局の掲げる「経済安全保障の確保」に関する施策目標及び指標の策定に際し、よく連携して欲しい。また「日本企業支援強化」においては、米国及び中国におけるエコノミック・ステイトクラフトの動向をよく把握し、経産省やジェトロとも連携しながら日本企業支援を強化して欲しい。
------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>経済局</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	------------	----------------------	---------------

個別分野 1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）
 - I 10. 海外の成長市場の取り込み
- ・ 第200回国会所信表明演説（令和元年10月4日）
 - 四 外交・安全保障（自由貿易の旗手）
- ・ 第201回国会施政方針演説（令和2年1月20日）
 - 六 外交・安全保障（国際社会の課題解決）
- ・ 第201回国会外交演説（令和2年1月20日）

測定指標 1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標（一年度）

多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。

世界貿易機関（WTO）紛争処理、EPA 紛争処理、投資仲裁について、国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積しつつ、政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

平成30年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、第11回WTO閣僚会議（MC11）の結果を踏まえ、WTOでの電子商取引、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度（注1）や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）（注2）での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理や制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。
（注1）貿易政策検討制度：加盟国の貿易政策・慣行につき透明性を確保し、理解を深める観点から、WTO協定に基づき、加盟国の貿易政策等について審査する制度。
（注2）地域貿易協定審査：WTOの地域貿易協定委員会（CRTA）において行われる地域貿易協定がWTO協定に整合的であるか否かの審査を行う制度。

施策の進捗状況・実績

- 1 ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能なWTOを目指し、WTO非公式閣僚会合（5月及び平成31年1月）の機会等、WTO改革の議論に積極的に取り組んだ。WTOの機能改善に向け、我が国は、カナダ主催WTO改革関連プロセス（10月にカナダの発案により会合を開始した13のWTO加盟国による取組）において閣僚級会合での議論に積極的に貢献するとともに、11月には、一般理事会にて、日米EU等が共同で「通報制度」の改革について提案した。また、ルール交渉分野においても、例えば、MC11にて71の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し、共同議長国として平成30年度は9回の有志国会合を実施したほか、平成31年1月にはダボス（スイス）で有志国の閣僚級会合を開催し、76の加盟国の参加を得て交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出するなど存在感を發揮した。令和2年6月に開催予定の第12回WTO閣僚会議（MC12）までに一定の進展が得られるよう、日本、豪州及びシンガポールが議論を主導した。平成29年12月の第11回WTO閣僚会議（MC11）で有志国共同声明が発出された後、MSMEsの直面する課題（市場アクセス、輸送コスト、管理運営、流通能力、貿易金融アクセス等）を特定するため、平成30年3月に作成されたロードマップに基づき、平成31年2月には非公式作業部会が開催され、各テーマ毎

に各国からの具体的提案に基づいた議論がなされており、その結果が MC12 に報告される見込みである。

また、EGA 及び TiSA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を模索している。

2 協定の履行監視に関し、平成 30 年度は、15 か国の TPR 会合及び 4 回の CRTA 審査に参加した。特に、TPR 会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。

3 WTO 紛争解決に関し、平成 30 年度、日本は (1) ブラジルの税制恩典制度 (DS497) について上級委員会による最終的な違反認定を勝ち取り、現在勧告の履行状況を確認中。また、(2) インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置 (DS518) 及び (3) 韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置 (DS504) において、いずれの案件についても我が国の主張を認めるパネル判断を得た。平成 29 年度にパネル審査を終えた (4) 韓国による日本産水産物等の輸入規制 (DS495) を含め、上記 (2) ~ (4) はいずれも上級委員会手続中である。さらに、新たに (5) 韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置 (DS553) 及び (6) 韓国による自国造船業に対する支援措置 (DS571) につき紛争処理手続を開始した。また、新たに 23 件の第三国案件に参加を表明した。

また、上級委員会をめぐっては、委員の空席の補充に加盟国が合意できない状況にあり、平成 31 年 1 月に伊原一般理事会議長の下、本問題について集中的に議論する枠組み (非公式プロセス) が立ち上がっており、我が国も同プロセスでの議論に積極的に貢献している。

令和元年度目標

1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。令和 2 年 6 月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向け、第 11 回 WTO 閣僚会議 (MC11) の結果を踏まえ、WTO での電子商取引、国内規制、零細・中小企業 (MSMEs)、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のほか、サービス国内規制の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定 (EGA) 及びサービス貿易に関する新たな協定 (TiSA) についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。

2 WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討 (TPR) 制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会 (CRTA) での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。

3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理やそれらを通じた制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。上級委員会問題についても、紛争解決制度が機能停止に陥らないよう積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

1 ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 非公式閣僚会合 (5 月、11 月及び令和 2 年 1 月) の機会等、国際社会における WTO 改革の議論を主導した。特に、日本議長下の G20 の枠組みでは、5 月の G20 貿易デジタル経済大臣会合及び 6 月の G20 大阪サミットで、自由、公正、無差別、開かれた市場、公平な競争条件といった自由貿易の基本的原則を明確に確認したほか、WTO 改革についての支持を再確認した閣僚声明及び首脳宣言の発出を実現した。WTO 改革に政治的な後押しを与えるべく、WTO ルール交渉分野において、83 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引交渉に関し、共同議長国として令和元年度は 8 回の有志国会合を実施したほか、令和 2 年 1 月 24 日にはダボス (スイス) で有志国の閣僚級会合を開催し、第 12 回 WTO 閣僚会議において統合交渉テキスト作成を目指すことに合意する共同声明を発出するなど存在感を発揮した。平成 29 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会議 (MC11) で有志国共同声明が発出された零細・中小企業 (MSMEs)、投資円滑化での有志国交渉やサービス国内規制交渉については、交渉会合、関心国会合等での議論に積極的に貢献した。なお、平成 28 年 12 月以来交渉が中断している環境物品協定 (EGA) 及びサービス貿易に関する新たな協定 (TiSA) につき、これまでのところ、早期交渉再開のめどはたっていない。

2 協定の履行監視に関し、令和元年度は、12 か国の TPR 会合及び 4 回の CRTA 審査に参加した。特に、TPR 会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。

3 (1) 紛争解決機関 (DSB) において勧告・裁定が行われた事案

ア 令和元年度、日本は「韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置 (DS504)」について、韓国の措置は WTO 協定に非整合的であるという上級委員会の判断を獲得し、

紛争解決機関 (DSB) による是正勧告を得た。平成 30 年度に DSB において是正勧告が行われた「ブラジルの税制恩典措置 (DS497)」について、ブラジルによる履行状況について確認中。

イ 「韓国による日本産水産物等の輸入規制 (DS495)」では、パネルは国際機関の委員を含む 5 名の専門家の意見を検討し、綿密な事実認定を行い、韓国の措置は WTO 協定に非整合的であると判断したが、上級委員会はこうしたパネルの判断を軽視するとともに、日本側が訴えた韓国の規制措置の WTO 協定整合性については合法とも違法とも判断しなかった。このように上級委員会は紛争解決に資する判断を行わなかったが、日本産食品中のセシウム濃度が国際的な基準を踏まえて韓国により設定された数値基準値を下回る旨のパネルの事実認定については、争いなく確定した。我が国は、輸入規制を継続している国・地域に対し、これらパネルの事実認定についての説明を行いつつ、措置の緩和・撤廃についてあらゆる機会を捉えて働きかけを行った。

(注) 輸入規制撤廃の取組については、個別分野 2 「日本企業の海外展開支援」の測定指標 2-1 「日本企業支援強化に向けた取組」にて記載。

(2) 紛争解決手続が継続中の事案

「韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置 (DS553)」(平成 30 年度にパネル設置) については、パネル手続中。

(3) 紛争解決手続において日本が新たに当事国となった事案

ア 「インドによる ICT 製品の関税上の取扱い (DS584)」について協議要請を行った。さらに、既に平成 30 年に韓国に対して協議要請を行っていた「韓国による自国造船業に対する支援措置 (DS571)」(パネル未設置) について、新たに協議要請を行った (DS594)。

イ 被申立事案として、韓国は、日本によるフッ化ポリイミド、レジスト及びフッ化水素の 3 品目の韓国向け輸出管理運用の見直しについて日本に対する二国間協議を要請し (DS590)、2 度の協議を実施 (その後、韓国は、当局間の政策対話が正常に行われている間、本件に係る手続を中断する旨発表。)

(4) 第三国参加

新たに 12 件の第三国参加を行った。

(5) 上級委員会に関する問題

空席となった委員の選任プロセスの開始について加盟国間で合意ができずにいる上級委員会については、12 月、残っていた 3 名の委員のうち 2 名の任期が満了し、事実上の機能停止に陥った。日本は、一般理事会の下での上級委員会問題に係る非公式プロセスにおいて積極的に議論に貢献し、4 月には上級委員会問題の恒久的解決に向け、豪州及びチリとともに紛争解決制度改革に関する提案を紛争解決機関 (DSB) に提出した。

(6) その他

WTO 紛争解決手続では、対韓国案件を筆頭に数件の当事国事案が引き続き動いているほか、ISDS (投資協定等に基づく投資家と国家の紛争解決) への備えに万全の体制を遅滞なく構築する必要に迫られ、外務省として、経済紛争対策 (いわゆる訴訟への対応) の一層の強化を喫緊の課題として、組織的な在り方の見直しに向けた検討を全省的に本格的に進めた。現在の国際経済紛争処理については、令和元年夏以降、配置を含む室の管理体制の見直し、法的知見を有する職員の一時的な補充、個別事案への対応に当たっては、課室横断的に省内の知見を集約する取組等、一層の人的拡充と知見の向上に取り組んだ。令和 2 年度予算では、ISDS を含む国際経済紛争処理への対応強化を目的として、国内外の弁護士事務所への法的助言委託や弁護士等の国際通商に知見のある専門員の雇用等の予算を計上した。

令和 2 年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向け、電子商取引交渉、漁業補助金交渉に加えて、投資円滑化及びサービス国内規制といった有志国交渉の進展を目指し、取組に参加し、これを推進していく。具体的な成果としては、電子商取引交渉においては、MC12 までの統合交渉テキストの作成、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12 後も具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討 (TPR) 制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会 (CRTA) での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争及び今後発生する紛争案件について、問題の適切な解決を目指し、万全に取り組む。さらに、上級委員会を含む WTO 紛争解決制度の改革については、暫定的なものではなく、恒久的な問題解決が達成されるよう、日本から提案を出し、主体的に取り組む。また、ISDS を含む国際経済紛争処理全般への対応強化に向け、一層の体制拡充を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 第12回WTO閣僚会議(MC12)は新型コロナの影響により延期となったが、オンライン形式の非公式閣僚会合やG20等フォーラムにおいて多角的貿易体制の維持・強化に貢献した。令和2年度は豪州主催WTO非公式閣僚会合(10月)及びスイス主催WTO非公式閣僚会合(令和3年1月)に参加し、WTO改革において日本が重視する点を強調することでWTO改革を推進する政治的モメンタムを形成した。また、G20においては自由、公正、無差別、開かれた市場、公平な競争条件といった自由貿易の基本的原則を明確に確認したほか、WTO改革についての支持を再確認した閣僚声明及び首脳宣言の発出を実現した。また、5月のアゼベド前WTO事務局長の退任表明ののち、選出プロセスを経て、令和3年3月にオコンジョ＝イウェアラ氏が事務局長に就任した直後に事務局長と茂木外務大臣との電話会談を行い、MC12に向けWTO改革を進めていくことを確認した。
 - (2) カナダ主催有志国会合(オタワ・グループ)では、11月及び令和3年3月に開催した閣僚級会合を始めとして15以上の会議を行い、WTO一般理事会に「貿易と保健」に関する提案(新型コロナに関する貿易制限的な措置に関する提案)を提出した。
 - (3) 年4回(通常5回だが、5月会合は新型コロナのため中止。)のWTO一般理事会では、MC12の延期もあり合意に至っていない漁業補助金交渉等について議論され、積極的に発言を行い、対立の解消や議論の促進に貢献した。
 - (4) MC11での4つの共同声明イニシアティブ(電子商取引、中小零細企業、国内サービス及び投資円滑化交渉)についても大きな進捗がみられ、12月に、それぞれ進捗とMC12に向けた目標がWTOウェブサイト上で公表された。特に、電子商取引交渉においては、日本は共同議長国として交渉を主導し、12月、これまでの条文交渉の成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、その概要を共同議長報告として発表した。
- 2 協定の履行監視に関し、令和2年度は、13か国のTPR会合に参加した。それぞれの会合において関係省庁や在外公館から聴取した各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求めた。また、7月には新型コロナにより一時延期されていたTPR審査の再開後の初の会合として対日TPR審査会合が行われ、事前書面質問だけでも25の加盟国からの600以上の質問に回答した。再開後初の会合としてTPRの重要性を国際社会に示すと同時に、日本の政策への各国の理解を促した。

さらに、第96回会合から第99回会合まで4回のCRTA審査に参加した。また事前書面質問という形で他国の経済連携協定における不明な点について質問した。日本からも日英経済連携協定を通報し、透明性の向上に貢献した。
 - 3 (1) WTO紛争解決手続では、2案件につき、パネル設置が決定され(インドによるICT製品の関税上の取扱い(DS584)、日本の韓国向け輸出管理の運用見直し(DS590)。ともに7月29日にパネル設置。)、1案件につき、日本の主たる申立て事項を認容するパネル報告書が発出された(韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置(DS553)。11月30日に報告書発出、その後、令和3年1月22日に韓国側が上訴。)
 - (2) 国際経済紛争処理に関する体制強化の取組の一環として、8月3日、従来経済局に置かれていた国際経済紛争処理室を改組し、国際法局の下に「経済紛争処理課」を新設し、国際法に基づく経済紛争解決の処理に精通した人材を集約することとした。さらに、令和2年度は、新規の予算項目として国内弁護士事務所への法的助言委託経費(約2,500万円)及び外国法律事務所への意見書等作成委託経費(約2,000万円)が認められ、また、3名(新規2名、時限撤廃1名)の定員増加が認められた。
 - (3) WTO紛争解決制度については、11月に最後の上級委員が退任し、上級委員会が協定上存在するのみとなった。日本は、かかる深刻な状況を改善すべく、一般理事会の下での上級委員会問題に係る非公式プロセスにおいて積極的に議論に貢献し、また、非公式閣僚会合等において問題を訴えた。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標(一年度)

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

平成 30 年度目標

- 1 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定については、11 国による早期発効を目指して各国と緊密に連携するとともに、まずは日本が率先して「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」(TPP11 協定) の国内手続きを完了する。TPP から離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。また、TPP の新規加盟については、まずは TPP11 協定を早期に発効させた上で、関心国との協議を行っていく。
- 2 日 EU・EPA について、早期署名・発効を目指し、翻訳確認や署名・発効に向けた段取り等 EU 側との調整を進めつつ、法制局審査や国会承認に向けた手続等必要な作業を進める。
- 3 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) については、平成 29 年 11 月の RCEP 首脳会議において RCEP 交渉の妥結に向けて平成 30 年に一層努力するよう首脳の指示が出されたこと、及び、平成 30 年 3 月の中間閣僚会合で市場アクセス、ルール分野及び協力のバランスを取りつつ、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目指す ASEAN を支持する旨を我が国が表明したことを踏まえて、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。
- 4 その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携、日コロンビア EPA や日トルコ EPA など、小規模経済を含む二国間の経済連携を戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11 協定については、日本はメキシコに次いで 2 番目に国内手続を完了させ、その後、日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果、発効に必要な 6 か国の締約国が出揃い、12 月 30 日に発効した。平成 31 年 1 月 19 日には、我が国が議長国となり、日本で閣僚級による第 1 回 TPP 委員会を開催し、協定の運用方針や新規加入国・地域に関する方針について議論を行った。また、TPP から離脱を表明した米国については、9 月に日米物品貿易協定の交渉開始に合意したが、同時に、TPP の経済的・戦略的重要性を強調しつつ米国への働きかけを継続した。
- 2 日 EU・EPA については、7 月の第 25 回日 EU 定期首脳協議の際に署名を行い、12 月、日本側では国会承認を、EU 側では欧州議会本会議にて可決された後に理事会の承認を得て、平成 31 年 2 月に発効に至った。
- 3 RCEP については、首脳会議を 1 回 (11 月)、閣僚会合を 5 回 (7 月、8 月、10 月、11 月、平成 31 年 3 月)、交渉会合を 4 回 (4 月、7 月、10 月、平成 31 年 2 月) 開催した。交渉開始 (平成 25 年 5 月) から 11 月までに計 7 つの章 (経済技術協力章、中小企業章、税関手続・貿易円滑化章、政府調達章、制度的規定章、衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章) が妥結し、そのうち 5 つの章は平成 30 年に妥結した。また、11 月に開催された第 2 回 RCEP 首脳会議においては、「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され、同首脳声明では、平成 30 年における RCEP 交渉の実質的な進展が歓迎され、令和元年に妥結する決意が表明された。
- 4 日中韓 FTA については、交渉会合を 1 回 (12 月) 開催した。トルコとの間では 5 回 (4 月、6 月、9 月、12 月、平成 31 年 2 月) 開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、非公式に細部についてのやり取りを実施した。
- 5 既存の協定の関連では、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定、日フィリピン EPA、日インド EPA、日スイス EPA、日ペルー EPA、日豪 EPA、TPP11、日 EU・EPA について、より経済連携を強化するため実施状況につき意見交換を行うため、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を平成 30 年度を通じて計 92 回開催した。

令和元年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、TPP が定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導していく。同時に、TPP から離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。
- 2 日 EU・EPA を適切に実施し、必要に応じて適切な措置を採り、日 EU 経済関係を一層進展させる。また、同 EPA の活用を促進し、同 EPA から最大限の利益を引き出すべく、日系企業に対し、同 EPA について適切な形で説明及び情報の提供を行う。
- 3 RCEP については、平成 30 年 11 月の第 2 回 RCEP 首脳会議において発出された「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」に、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的な RCEP を令和元年に妥結する決意が表明されたことを踏まえ、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結に向けて交渉を加速化させる。

- 4 その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携協定、日トルコ EPA などの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 30 年 12 月 30 日に発効した TPP11 協定については、10 月に、第 2 回 TPP 委員会がニュージーランドにて開催され、TPP 委員会の手続規則及び紛争処理のパネル議長の登録簿の 2 つの委員会決定文書が採択された。また、日本は、4 か国の未締結国（チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー）に対して早期締結を働きかけるとともに、英国等の加入関心国への必要な情報提供等の支援を行った。
- 2 日 EU・EPA については、4 月に第 1 回合同委員会を開催し、日 EU・EPA のそれまでの運用状況の確認や日 EU 間の貿易を一層促進するための今後の取組等に関する議論を行い、合同委員会の手続規則等を採択した。また、原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会第 1 回会合（令和元年 6 月）、物品の貿易に関する専門委員会第 1 回会合（令和元年 11 月）等、12 分野ある専門委員会・作業部会の各第 1 回会合を実施した。専門委員会等を通じ、協定の運用について当局間で緊密な意思疎通と問題解決がなされた。協定の利活用促進のための情報提供として、協定第 20 章に基づき、中小企業への関連情報をまとめて外務省ホームページ上で発信し、随時改訂する等の取組を行っている。
- 3 RCEP については、首脳会議を 1 回（11 月）、閣僚会合を 4 回（8 月、9 月、10 月及び 11 月）、交渉会合を 3 回（6 月、7 月及び 9 月）開催した。11 月に開催された第 3 回 RCEP 首脳会議においては、「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され、安倍総理大臣から、令和 2 年の議長国ベトナムと協力して 16 か国による RCEP 署名を令和 2 年に実現させるべく、引き続き主導的な役割を果たす決意を表明した。同首脳声明では、交渉不参加を表明したインドの未解決の課題の解決のために、全ての RCEP 参加国が共に作業していくこととなった。
- 4 日中韓 FTA については、交渉会合を 2 回（4 月及び 11 月）開催し、首席代表会合、局長・局次長級会合に加え、各交渉分野に関する専門家レベルのワーキング・グループも開催し、個別具体的な議論を行った。トルコとの間では 4 回（4 月、6 月、8 月及び 10 月）開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でやり取りを実施した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定、日フィリピン EPA、日ベトナム EPA、日インド EPA、日ペルーEPA、TPP11 及び日 EU・EPA について、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和元年度を通じて計 67 回開催した。

令和 2 年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、令和 3 年 TPP 議長国として、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、TPP11 協定が定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導するとともに、加入関心国に対して支援を継続する。
- 2 日 EU・EPA の着実な実施のため、必要に応じて適切な措置を採るとともに、本協定を法的基盤として、日 EU 経済関係を一層進展させる。また、令和 2 年 1 月末に英国が EU を離脱したことを受け、日 EU・EPA を踏まえ、英国との新たな経済的パートナーシップの構築に速やかに取り組む。
- 3 RCEP については、令和元年 11 月の第 3 回 RCEP 首脳会議において発出された「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」を踏まえ、令和 2 年中の署名を目指し、引き続き各国と緊密に連携していく。
- 4 その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携協定、日トルコ EPA などの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11 協定については、8 月に、第 3 回 TPP 委員会がテレビ会議形式で議長国メキシコの下で開催され、「第 3 回 TPP 委員会に際しての環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定声明」が発出された。また、協定各章の規定の着実な実施のため、物品貿易、衛生植物検疫措置 (SPS)、貿易の技術的障害 (TBT)、競争力及びビジネス円滑化等 15 の小委員会等の会合が順次開催され、各国専門家（日本からは関係省庁担当官）の間で意見交換がなされた。また、日本は、4 か国の未締結国（チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー）に対する早期締結の働きかけや、令和 3 年 2 月に

正式な加入申請を提出した英国を始めとする加入関心国への必要な情報提供等を通して、令和3年のTPP委員会の議長国として、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んだ。

- 2 日EU・EPAについては、令和3年2月に第2回合同委員会をテレビ会議方式にて開催し、平成31年2月に発効した同協定の適正かつ効果的な運用を確保するための議論を行った。合わせて、協定に基づく保護の対象となる地理的表示(GI)を日EUそれぞれ28件ずつ追加すること等を内容とする附属書14-A及び14-Bの改正、並びに協定発効後の自動車及び部品関連の国際連合規則の適用状況を踏まえた付録2-C-1及び2-C-2の改正が発効した。加えて、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPAに含める必要性を再評価すべく、予備的協議を行うことで一致した。また、日EU・EPAぶどう酒に関する作業部会第2回会合(12月)、日EU・EPA貿易及び持続可能な開発(TSD)に関する専門委員会第2回会合(令和3年1月)等、12分野ある専門委員会・作業部会の各第2回会合を実施した。日英包括的経済連携協定(日英EPA)については、英国のEU離脱の移行期間終了(令和2年末)による日EU・EPAの英国への適用終了を踏まえ、6月9日、日EU・EPAに代わる日英間の新たな貿易・投資の枠組みを構築すべく、本協定の交渉が開始された。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、テレビ会議を最大限活用して交渉が行われ、週に1回程度の首席交渉官会合を中心に、両政府の交渉官は連日のようにテレビ会議を行った。閣僚級では、茂木外務大臣とトラス国際貿易相との間で、6月9日の交渉立上げの際や9月11日の大筋合意の際にテレビ会議が行われたほか、交渉の重要な局面では対面での協議が不可欠であったため、茂木外務大臣が8月5日に訪英し丸2日間、膝詰めでトラス国際貿易相と交渉し、主要論点の一致に至った。本協定は、9月11日の大筋合意、10月23日の両大臣による署名を経て、第203回臨時国会において承認され、令和3年1月1日に発効に至った。
- 3 RCEPについては、首脳会議を1回(11月)、閣僚会合を3回(6月、8月及び10月)、交渉会合を3回(4月、5月及び7月)、テレビ会議形式で開催した。約8年にわたる交渉の後、11月に開催された第4回RCEP首脳会議の機会に、我が国を含む15か国で署名に至った。また、我が国が積極的に取り組んだ結果、RCEP協定署名にあわせて、署名に参加しなかったインドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認などを定める「インドの地域的な包括的経済連携(RCEP)への参加に係る閣僚宣言」が発出された。
- 4 その他、交渉中の経済連携協定について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、交渉国間での公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でやり取りを実施した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコEPA、日インドネシアEPA、日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定、日インドEPA、日ペルーEPA、TPP11及び日EU・EPAについて、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和2年度を通じて計38回開催した。AJCEP協定については、8月に、我が国、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムの間で、サービスの貿易、人の移動及び投資に係る規定を追加する日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書が発効し、その後、必要な国内手続を完了したブルネイとカンボジアにおいて発効した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：a

測定指標1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

①共同研究が終了した数 ②交渉会合開催数 ③交渉が妥結した数 ④署名した数 ⑤発効した数 ⑥委員会等開催回数	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和2年度		平成30・令和元・2年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
		①：0	①：0	①：0	①：0	①：0	①：0	a
		②：25	②：15	②：15	②：21	②：20	②：17	
		③：1	③：0	③：1	③：0	③：1	③：2	
		④：1	④：1	④：0	④：0	④：1	④：2	
		⑤：1	⑤：2	⑤：0	⑤：0	⑤：1	⑤：2	
		⑥：35	⑥：92	⑥：45	⑥：67	⑥：58	⑥：38	

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)

(財務省貿易統計 HP より引用)	実績値			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度

①輸出額	①78.3	①81.5	①76.9	①69.5
②輸入額	②75.4	②82.7	②78.6	②68.2

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *】

多角的貿易体制の維持・強化については、平成30年度から令和2年度の3年間についても、日本は非公式閣僚会合・有志国会合及びWTO一般理事会での議論に建設的に貢献した。特に、電子商取引交渉においては、日本は共同議長国として交渉を主導し、令和2年12月にこれまでの条文交渉の成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、その概要を共同議長報告として発表した。また、新型コロナに関連する貿易制限的な措置について、日本を含む有志国で一般理事会に提案を行った。これらは、日本が重視するWTO改革を明確にし、確実に推進していくことを示すものとなった。(平成30・令和元・2年度：多角的自由貿易体制の維持・強化(達成手段①)、令和2年度：世界貿易機関(WTO)分担金(達成手段⑤))

協定の履行監視については、WTO会合や各種委員会等での議論に参画し、各国の問題ある措置等の是正・撤回を求めたことは、WTO協定の履行監視を促し、より円滑な経済活動に資することができた。

紛争処理については、当事国案件の処理を進め、日本の主たる申立て事項が認容されたものとしては、平成30年度は上級委員会報告書(ブラジルの税制恩典制度(DS497))が1件及びパネル報告書が2件(インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置(DS518)、韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置(DS504))が発出され、令和元年度は上級委員会報告書(韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置(DS504))が1件、令和2年度もパネル報告書(韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置(DS553))が1件発出された。第三国として参加した案件(3年間で40件以上)と合わせ、個別案件への積極的な参加を通じ、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献することができた。また、国際経済紛争処理体制の整備については、令和2年8月、国際法局の下に「経済紛争処理課」を新設し、法務省及び民間法律事務所から検事(1名)及び弁護士(3名)を、在外公館に弁護士(1名)を新規に配置すること等を通じ、国際法及び国内法に基づく経済紛争解決の処理に精通した人材を集約し、更なる人的体制強化を図った。また、個別の紛争案件への対応においては、国内ステークホルダー(関連業界など)との窓口である主管省庁はもとより、豊富な国内訴訟対応実務の知見を有する法務省とも緊密に連携することで、政府が一体となった組織的な対応体制を強化している。(令和2年度：多角的自由貿易体制の維持・強化(達成手段①))

【測定指標1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *】

平成30年度から令和2年度における経済連携協定の取組は、新型コロナウイルス感染症の拡大や、世界で保護主義や内向き志向が強まる中で、日本企業の積極的な海外展開や世界の経済成長の取り込みを後押しする上で極めて重要な進展となり、有効であった。TPP11協定については、日本はメキシコに次いで2番目に国内手続を完了させ、その後も、日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果、平成30年12月に発効した。平成31年2月から4月に署名が行われ、令和2年8月に発効したAJCEP協定第一改正議定書は、サービスの貿易、人の移動及び投資に係る規定を追加するものであり、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの関係で、サービスの貿易及び人の移動に係る初めての経済連携協定となるほか、これまでのASEAN各国との二国間EPA等にはない規定や自由化約束が含まれた。

RCEP協定の署名については、約8年にわたる交渉が結実し、令和2年11月の第4回首脳会議において、我が国を含む15か国で署名に至った。同協定について、市場アクセスを改善するとともに、知的財産、電子商取引などのルールを、WTOにおけるルールを上回るものを含めて整備し、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化を促すことを目的としており、この協定により、我が国と世界の成長センターである地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待される。平成31年2月に発効した日EU・EPAは、世界GDPの約1/4、世界貿易の約1/3を占める日EU間の法的基盤として経済連携を大きく前進させた。さらに、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル(国有企業、知的財産、規制協力等)である本協定は、日EUが貿易自由化の旗手として世界に範を示すものとなった。また、EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和3年1月に日英EPAが発効した。英国のEU離脱の移行期間終了という時間的制約の中、電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールを規定しつつ、交渉開始から約4か月半という短期間で署名の実現に至ったこ

とは、日系企業のビジネスの継続性を確保するとともに、本協定を重要な基盤として良好な日英関係を更に強化していく観点から非常に有益だった(平成 30・令和元・2 年度:経済連携協定(達成手段②))。

こうした取組の結果、日本の貿易の EPA/FTA 比率(日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合)は約 80.4% (注)に至った。

また、この地域における新たなルール作りを進展させる上でも、AJCEP 協定第一改正議定書の発効、RCEP 協定署名・早期締結に向けた取組や、日英 EPA の署名・発効に向けた取組に同時並行的に取り組むことは、有効であった。(平成 30・令和元・2 年度:経済連携協定(達成手段②))

(注) 出典:財務省貿易統計、令和 3 年 3 月公表。小数点第 2 位四捨五入。

【測定指標 1 - 3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階】

平成 30 年度から令和 2 年度は、RCEP 協定の署名並びに TPP11 協定の発効を始め、日 EU・EPA、AJCEP 協定第一改正議定書及び日英 EPA の署名及び発効により、④署名数及び⑤発効数の達成等に至った。指標の②交渉会合開催数及び③交渉の妥結数については、未達成に終わった年度もあるが、いずれも④署名及び⑤発効数に向けた取組であることから、これら指標の成果は指標④と⑤の成果に照らして評価する必要がある。右観点からは、指標④と⑤はいずれも 3 年間を通じて大きな成果を得ることができたことから、指標全体としては 3 年間を通じて大きな成果を達成したと考える。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、委員会等開催数について令和 2 年度数値目標が未達成となった一方で、テレビ会議を活用し、交渉会合開催数に成果が見られた。具体的には、日英 EPA の交渉に際しては、新型コロナウイルスの影響で対面交渉には制約があったため、交渉開始から署名まで約 4 か月半という短期間の中で、ビデオ会議を活用し交渉を行った。3 年間の総数では目標値を大幅に上回る結果となった。(平成 30・令和元・2 年度:経済連携協定(達成手段②))

こうした取組の結果、日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合が、約 80.4%に至ったことは実質的には大きな成果と考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国は GATT/WTO の多角的貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。

また、WTO を中心とする多角的貿易体制における交渉が膠着状態である中、主要国との二国間あるいは地域内での経済連携を推進することが、我が国の国益増進にとっても一層重要であり、主要貿易国・地域との間で経済連携を戦略的に推進し、引き続き、我が国の外交力を駆使して、国益にかなう経済連携を戦略的に進め、自由で公正な経済圏を拡大する必要がある。

上記のとおり、多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、自由で公正な経済圏を拡大すると目標の達成に向けた施策を引き続き実施していく。

【測定指標】

1 - 1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

多角的貿易体制の維持・強化のため、令和 3 年開催予定の MC12 に向け WTO 改革を進めていく。さらに MC12 の結果のフォローアップを行う。電子商取引交渉を始めとする新しい分野でのルールメイキングや WTO での各種会合を通じた WTO 協定履行監視を積極的に行い、また WTO 紛争解決制度についても機能回復を図る。なお、紛争解決制度改革については引き続き目標として設定するが、体制変更により個別の紛争解決事案については次期中間目標及び年度目標からは設定しないこととする。新型コロナウイルス感染症に関連する貿易制限的な措置の要件のルール化にも取り組む。

1 - 2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

上記の施策の分析のとおり、TPP11 協定、日 EU・EPA、AJCEP 協定第一改正議定書及び日英 EPA が発効に至り、RCEP 協定は署名に至った。新型コロナウイルス感染症の拡大や、世界で保護主義や内向き志向が強まる中で、引き続き TPP11 協定、日 EU・EPA、そのほかの経済連携を推進して自由で公正な貿易・投資ルールを地域や世界に広げていくことは、地域や世界の平和や繁栄にとって極めて重要である。上記の観点から、経済連携を戦略的に推進するため、まず TPP11 協定については、令和 3 年の TPP 委員会議長国として、各国と緊密に連携しながら、未締結国への早期締結に向けた働きかけ等を通じて着実な実施及び拡大に取り組むとともに、日 EU・EPA 及び日英 EPA については、合同委員会や各種専門委員会の開催等を通じて着実な実施を確保し、必要に応じて適切な措置を採るとともに、各協定を法的基盤として、日 EU 経済関係及び日英経済関係を一層進展させる。

また、RCEP については、協定の早期発効に取り組むとともに、発効後には、協定の履行の確保に取り組むとともに、インドについても、RCEP 協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていくほか、交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、引き続き戦略的かつスピード感を持って推進する。

1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

上記の施策の分析のとおり、特に令和2年度には経済連携協定締結に向けて大きな成果が得られた。まずは、署名に至った協定の早期発効を目指すとともに、発効に至った経済連携協定の着実な履行を確保すべく、引き続き一定のペースで委員会等の開催を目指す。世界で保護主義や内向き志向が強まる中で、自由で公正な貿易・投資ルールを広め、深化させることが、引き続き地域や世界の平和と繁栄にとって重要である。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
世界貿易機関 (WTO)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000003.html)
我が国の経済連携協定 (EPA/FTA) 等の取組
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>)
日 EU 経済連携協定 (EPA)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html)
日英包括的経済連携協定 (EPA)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_003344.html)
- ・ 令和3年版外交青書 (外交青書2021)
第3章 第1節 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進
- ・ 財務省貿易統計
(<https://www.customs.go.jp/toukei/info/>)

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、我が国産業界のニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、交渉相手国・地域を戦略的に検討する。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）（令和元年 6 月 3 日）
第 2 章 具体的施策
- ・成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）
I. 10. 海外の成長市場の取り込み
I. 10. (2) iii) ①対日直接投資の促進
- ・知的財産推進計画 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
附表 工程表「知的財産推進計画 2017」からの継続項目 22 番及び 99 番

測定指標 2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標（--年度）

日本経済の成長を後押しするべく、日本企業支援を効果的に推進する。

平成 30 年度目標

- 1 令和 2 年に在外公館の日本企業支援件数 10 万件／年の目標を達成するため、平成 30 年の日本企業支援件数は 7 万件を目標とし、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、外務本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。また、外務省だけでなく、経済産業省、JETRO、JICA 等の個々の取組を「見える化」するための努力を行う。
- 2 政府は令和 2 年インフラ受注約 30 兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を更に積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関係省庁、民間企業とも共有しインフラプロジェクト受注に向けて有効活用する。
- 3 政府による、令和元年の農林水産物・食品の 1 兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、平成 30 年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記 1 に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の

外部専門家を活用する公館及び体制を強化し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。

- 5 英国のEU離脱に関して、きめ細やかな情報収集を行い、日系企業への情報提供を積極的に行う。日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策を採るよう働きかけを強め、中小企業を含めた所管業界の経済活動が英国のEU離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPRを積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、日本企業支援パンフレットを改訂し、新しい支援事例を掲載するとともに、幹部の講演等で広く活用した。さらに、平成31年3月に「ASEAN日本企業支援担当官会議」を実施し、同地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題としてJICA、ジェトロ、JBIC等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）
- 2 日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（平成31年3月末時点で73か国、191名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（平成30年度末現在17公館）を配置し、収集する情報を関係省庁と共有、インフラシステム輸出戦略の策定や、安倍総理大臣、河野外務大臣によるトップセールスに活用した。
安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果、平成22年に約10兆円であったインフラ受注実績は平成27年に20兆円、平成28年に21兆円となるなど令和2年に約30兆円との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる（平成29年以降については集計中（平成31年3月現在））。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また、国連食糧農業機関（FAO）等の関係国際機関との関係構築を更に進め、第三者機関の我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、平成30年度は新たに4か国・地域（ニューカレドニア、ブラジル、オマーン及びバーレーン）、これまでに計31か国・地域が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、平成30年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（9,068億円、前年度比12.4%増）に貢献した。
- 4 11か国18公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（平成29年度は11か国15公館）。
- 5 英国のEU離脱に関する政府タスクフォースを9月、11月、平成31年1月及び3月（2回）と定期的に開催し、英・EUの交渉状況や英国内政に関する情報収集を行い、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また、現地において、EU離脱をめぐる現状や企業活動への影響等留意すべき点についてのセミナーを計12回実施し、日系企業支援に努めた。

令和元年度目標

- 1 令和元年の日本企業支援件数は7万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和2年インフラ受注約30兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関係省庁、民間企業とも共有し日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。
- 3 政府による、令和元年の農林水産物・食品の1兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、令和元年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品

の輸出促進を図る。

- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱に関して、きめ細やかな情報収集を行い、日系企業への情報提供を積極的に行う。日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策をとるよう働きかけを強め、中小企業を含めた所管業界の経済活動が英国のEU離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPRを積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した。さらに、12月に「中南米日本企業支援担当官会議」を実施し、同地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題としてJICA、ジェトロ、国際協力銀行（JBIC）等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）
- 2 日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（令和2年3月末時点で74か国、200名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（令和元年度末現在12公館）を配置し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。また、インフラ担当として活動する他省庁の在外公館赴任予定者向けに赴任前にインフラ輸出研修を実施した。
安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果、平成22年に約10兆円であったインフラ受注実績は平成28年に21兆円、平成29年に23兆円となるなど「令和2年に約30兆円」との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる（平成30年以降については集計中（令和2年3月現在））。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また、国連食糧農業機関（FAO）等の関係国際機関との関係構築を更に進め、国際機関幹部の訪日の機会などを捉え日本の食の安全性をアピールするとともに、日本産農林水産物・食品に対する我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、令和元年度は新たに3か国（コンゴ民主共和国、ブルネイ及びフィリピン）、これまでに計34か国・地域が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和元年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（9,121億円、前年比0.6%増）に貢献した。
- 4 12か国16公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（平成30年度は11か国18公館）。
- 5 英国のEU離脱に関する政府タスクフォースを、7月の英国新政権発足を受け8月に、また、令和2年1月31日に英EU間で署名された離脱協定の発効を受け、同日に、開催する等、英EUの交渉状況や英国内政に関する情報収集を行うとともに、離脱後の日本政府の対応も含め、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また、現地において、EU離脱をめぐる現状や企業活動への影響、法律上のポイント等留意すべき点についてセミナーを計3回実施し、日系企業支援に努めた。

令和2年度目標

- 1 令和2年の日本企業支援件数は7万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和2年インフラ受注約30兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で

得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。

- 3 政府による、農林水産物・食品の一層の輸出拡大目標（令和12年に輸出額5兆円）に寄与すべく、令和2年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱に伴う各種コストを最小限に抑えるため、英国のEU離脱後の英EU間の将来関係交渉や英国内政等に関して、きめ細やかな情報収集や、日系企業への情報提供等を行い、中小企業を含めた所管業界の経済活動が移行期間終了後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPRをオンライン等も活用しつつ積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した。さらに、コロナ感染拡大により、中断を余儀なくされた海外でのインフラプロジェクトもあり、政府として支援方針を取りまとめ、在外公館にも周知し、現地で日本企業からの要望事項を受け、相手国政府に働きかけを行った。（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）。例年開催している「日本企業支援担当官会議」は、コロナの影響により、開催を見送った。

- 2 日本企業のインフラシステム海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（令和2年12月末時点で75か国、200名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（令和2年度12公館）を配置し、コロナの影響により、対面の会議等が難しい中、オンライン会議等も活用し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。また、インフラ担当として活動する他省庁の在外公館赴任予定者向けに赴任前にインフラ輸出研修を実施した。

総理大臣、閣僚などのトップセールス等の働きかけの結果、平成22年に約10兆円であったインフラシステム受注実績は平成28年に21兆円、平成29年に23兆円、平成30年には約25兆円に到達した。政府は12月に、令和3年から5年間の目標を掲げた「インフラシステム海外展開戦略2025」（以下、新戦略）を策定し、令和7年のインフラシステム受注約34兆円を成果目標として掲げた。

- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本産食品に対する輸入規制や風評被害への対策については、会談や国際会議等様々な外交機会を活用し総理大臣・大臣等ハイレベルから撤廃の働きかけを行うとともに、国内外にてSNS等も活用し日本の食の安全性等に関する情報発信に努め、日本産農林水産物・食品に対する我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、令和2年度は新たに5か国（モロッコ、エジプト、UAE、レバノン及びイスラエル）、これまでに計39か国・地域が規制を完全撤廃した。また、全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、オンライン等実施方法を工夫しつつ、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、農林水産物・食品の輸出額増大に貢献した。令和2年の日本産農林水産物・食品の輸出額はコロナ禍にもかかわらず9,223億円と前年比1.1%増となった。

- 4 13か国17公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（令和元年度は12か国16公館）。

- 5 英国のEU離脱に伴う悪影響を最小化し、EU加盟国や英国で事業を展開する日系企業の円滑な経済活動を確保すべく、EU・英国間の貿易及び協力に関する協定の交渉状況や英国内政に関する情報収集を行うとともに、同協定について、8月の日英外相会談、9月の日英首脳電話会談や、10月の茂木外務大臣とドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長兼貿易担当欧州委員との電話会談等の際に、EU及び英国双方に、英国のEU離脱の移行期間が終了する令和2年中の交渉妥結を強く働きかけた。また、現地において、EU離脱をめぐる現状や企業活動への影響、日系企業が引き続き円滑な経済活動を継続するために必要な対応等の情報提供、また、日英EPAについて実務にも触れつつ解説を行うセミナーを計10回実施し、日系企業支援に努めた。同セミナーの多くはオンラインでの開催となったため、欧州や日本からも多数の参加者を得て、各回200～500名程度が参加した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標 2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（令和2年度）

平成28年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を踏まえ、投資関連協定について、令和2年までに、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ、海外における投資環境の整備を促進し、また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

平成30年度目標

1 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、新たに6か国との間で新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の19本の協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ、タンザニア、アルゼンチン、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン）については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。

2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼びかけ、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制（注）を推進する。

（注）平成28年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣による面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関（ジェトロ）の職員が同席し、相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

1 平成30年度は3か国（アラブ首長国連邦、ヨルダン及びアルゼンチン）との間で投資協定に署名したほか、16か国（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン）との間で投資協定交渉を継続させた。また、EU（7月）、パラグアイ（10月）及びアゼルバイジャン（平成31年2月）との間で正式交渉を開始するとともに、新たな正式交渉の開始に向け、チュニジア及びキューバと予備協議を実施した。平成31年3月末現在、発効済の投資関連協定（注）43本と署名済・未発効の5本を合わせると76の国・地域をカバーし、交渉中の24本（投資協定19本、EPA5本）も発効すると94の国・地域をカバーすることとなった。また、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成28年5月11日）に基づき、体制面においては、投資政策室のみならず、各地域課が主導する案件を増加させ、外務省全体として投資協定交渉体制をより充実させた。

（注）投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

2 4月にチェコ、6月にハンガリーで投資先としての日本の魅力を発信することなどを目的として対日投資促進セミナーを開催し、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策をジェトロとも連携の上、各在外公館にて実施した。また、5月、外務省を含む関係省庁で構成される第6回対日直接投資推進会議が開催され、政府一丸となって地域への対日直接投資を支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定し、外務省からは、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による平成29年度の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計650件以上に上る旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会に外務副大臣又は外務大臣政務官が3回（①5月、エア・リキード社、中根外務副大臣、②7月、エア・リキード社、岡本外務大臣政務官、③12月、フィリップス社、辻外務大臣政務官）同席し、相談内容へのサポートを行った。なお、平成31年3月に対日直接投資促進に向けて、特に東南アジア、米欧からの地方への直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を開催した。事後アンケートでは、提出があった参加者のうち約95%がセミナーに満足したとの回答であった。

令和元年度目標

1 戦略的な優先順位をもって、投資関連協定の交渉相手国を検討するとともに、新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の19本の投資協定（アンゴラ、アルジェリア、

カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン) については産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。

- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年度は2か国（モロッコ及びコートジボワール）との間で投資協定に署名したほか、17 の国・地域（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）との間で投資関連協定（注）交渉を継続した。また、署名済みであった日アルメニア投資協定が5月に発効し、投資に係る規定を含む日・ASEAN 包括的経済連携協定第一改正議定書につき、4月までに全交渉参加国による署名が完了した（日本は平成31年2月27日に署名）。令和2年3月末現在、発効済の投資関連協定44本と署名済・未発効の7本を合わせると78の国・地域をカバーし、交渉中の21本（投資協定17本、EPA4本）が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

（注）投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

- 2 11月に開催した英国での対日直接投資促進セミナーや、欧州各国での日EU・EPA発効を捉えたセミナーにおいて、投資先としての日本の魅力を発信する等、各在外公館にてジェトロとも連携の上、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施した。また、4月、外務省を含む関係省庁で構成される第7回対日直接投資推進会議が開催され、地域への投資誘致の取組を一層強化する「対日直接投資 集中強化・促進プログラム」を決定した。外務省からは阿部外務副大臣が出席し、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による平成30年度の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計700件以上に上る旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会に中山外務大臣政務官が3回（①10月、ファイザー社、②11月、エア・リキード社、③12月、フィリップス社）同席し、相談内容へのサポートを行った。令和2年3月、対日直接投資促進に向けて、特にインドを始めとするアジア、米欧からの地域への対日直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を東京で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、中止とした。

令和2年度目標

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資関連協定等の新規交渉相手国を検討する。現在交渉中の17本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。
- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度は1か国（ジョージア、令和3年1月）との間で投資協定に署名したほか、16の国・地域（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）との間で投資関連協定（注）交渉を継続した。また、署名済みであった日・ヨルダン投資協定、日・アラブ首長国連邦投資協定及び投資に係る規定を含むAJCEP協定第一改正議定書が8月に発効し、また、同じく署名済みであった日コートジボワール投資協定も令和3年3月に発効した。令和3年3月末現在、発効済の投資関連協定49本と署名済・未発効の5本を合わせると79の国・地域をカバーし、交渉中の19本（投資協定16本、EPA3本）が発効すると94の国・地

域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

(注) 投資協定及び投資章を含む EPA/FTA

- 2 「対日直接投資推進担当窓口」を設置する各在外公館においては、11月の国際金融都市の確立に向けた海外金融事業者等の誘致に向けた取組に関するプロモーションを始め、ジェットロとも連携しつつ、現地企業と日本の地方自治体・企業とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施し、令和2年度の活動実績は570件以上に上った。さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会(12月、フィリップス社)に外務省も事務方が同席し、相談内容へのサポートを行った。

令和3年3月、対日直接投資促進に向けて、特にインドを始めとするアジア、米欧からの地域への対日直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、オンラインで開催し、各国政府関係者やビジネス関係者等約190名の参加を得て、活発な議論が行われた。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

中期目標(令和2年度)

- 1 国際社会における知的財産保護の促進を図る。
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
- 3 日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

平成30年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェットロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO貿易関連知的財産権(TRIPS)理事会(6、11月及び平成31年2月)、世界知的財産権機関(WIPO)関連会合(5、6、9、11、12月及び平成31年3月)、APEC知的財産専門家会合(IPEG)(8月)といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。
- 2 RCEP協定交渉、日トルコEPA交渉を始めとする交渉の場において、WTO/TRIPS協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組んだ。また、ネパールにおいて、日本企業の商標権保護のため、現地大使館等を通じて相手国政府への働きかけを実施し、相手国政府から前向きな対応を引き出した。
- 3 12月にドバイ(中東アフリカ地域対象)で、平成31年1月にバンコク(東南アジア地域対象)で、在外公館知的財産担当官会議を開催し、現地日本企業やジェットロも交えた官民合同の意見交換を行い、知的財産被害の現状分析及びその対応ぶりに関するベストプラクティスの共有等を通じ、日本企業支援体制を強化した。在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的実施し、担当官の能力強化を図った。

令和元年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェットロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで

以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (5、10 月及び令和 2 年 2 月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 関連会合 (4、6、9、10 月及び令和 2 年 3 月)、APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) (8 月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。
- 2 RCEP 協定交渉、日中韓 FTA 交渉、日トルコ EPA 交渉を始めとする交渉の場において、WTO/TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組み、9 月には、WTO/TRIPS 協定を上回る知的財産保護及び権利行使を含む RCEP 知財章のテキストベースの交渉を完了した。また、アフリカにおいて、日本企業の商標権保護のため、現地大使館等を通じて相手国税関への働きかけを実施し、日本企業製品の模倣品の摘発に成功した。
- 3 在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的実施し、担当官の能力強化を図った。

なお、令和 2 年 3 月に中国及びワルシャワ (欧州地域対象) で、現地日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を通じ、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議を企画・準備したが、実施予定地域における新型コロナウイルスの流行や入国・渡航制限等のため、開催は中止となった。

令和 2 年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (7、10、11、12 月、令和 3 年 1、2 及び 3 月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 関連会合 (5、9 及び 11 月)、APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) (10 月及び令和 3 年 2 月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。
- 2 RCEP 協定交渉では、令和元年 9 月にテキストベースの交渉を終えた RCEP 知的財産章の法的精査を行い、11 月に署名した。国会審議に向け、WTO/TRIPS 協定を上回る知的財産章の内容に係る説明の準備を行い、国内手続を進めた。TPP に新たに加盟を申請する国の動きを受け、各国の知的財産制度の調査を行った。インドネシアにおいて、日本企業の特許権保護のため、令和 3 年 2 月に駐インドネシア日本国大使とインドネシア保健相の会談等を通じて相手国への働きかけを実施し、インドネシア政府と企業間の対話の促進、その他利害関係企業間の対話の促進を図った。
- 3 12 月に中国で、令和 3 年 3 月に東南アジア地域で、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議を実施した。それぞれの会議では、現地でもビジネスを展開する日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を行った。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

参考指標 1：在外公館における日本企業支援実績件数

	実績値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	60,268	56,492	65,530	66,474 (令和 3 年 8 月 12 日時点)

参考指標 2：知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数				
	実績値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	236	311	342	180 (令和 3 年 8 月 12 日時点)

評価結果(個別分野 2)

施策の分析

【測定指標 2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *】

在外公館を通じたビジネス環境の整備や官民共催での在外公館施設を活用した日本製品の PR は、日本の持つ優れた技術や日本産品等の輸出促進、日本企業やインフラシステムの海外展開、日本企業の活動を支援する上で、日本の技術力や品質の理解促進につながるとともに、日本企業の海外展開意欲を更に高めるなど有効であった。また、日本産品への輸入規制については、各国との会談や国際会議等様々な外交機会を活用し、各国の在外公館及び総理大臣・大臣等のハイレベルからも早期撤廃に向けた働きかけを行った。この結果、平成 30 年度は、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン及びバーレーンの 4 か国・地域が規制を完全撤廃し、ロシアが 7 県産の輸入停止を解除、UAE は放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付義務を福島県以外解除、シンガポールが輸入停止対象地域を縮小、香港が 4 県産の輸入停止を解除、中国においては新潟県産の米に対する輸入停止を解除する等、各国・地域で大きな緩和につながった。令和元年度はコンゴ(民)、ブルネイ及びフィリピンの 3 か国が規制を完全撤廃し、フィリピンが輸入停止を解除、UAE が水産物・野生鳥獣肉以外の全ての福島県産品に対する規制を撤廃、マカオが 9 都県産の食品に対する輸入停止を解除、EU が規制対象地域及び品目を縮小、シンガポールが輸入停止を解除、インドネシアが水産物に対する規制を撤廃する等、各国・地域で大きな緩和につながった。令和 2 年度はモロッコ、エジプト、UAE、レバノン及びイスラエルの 5 か国が規制を完全撤廃し、インドネシアが農産物・加工食品に対する規制対象を 47 都道府県から 7 県に縮小するという動きを得られ、中東地域の規制は全て撤廃されるに至った。(平成 30・令和元・2 年度：海外の日本企業支援(達成手段①))

外務省・在外公館全体として日本企業のニーズに即した支援を行っていくために開始している日本企業支援担当官会議については、平成 31 年 3 月に「ASEAN 日本企業支援担当官会議」を、令和元年 12 月に「中南米日本企業支援担当官会議」を開催し、それぞれの地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題として JICA、ジェトロ、JBIC 等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。在外公館の知見・能力の向上、本省における今後の日本企業支援の活動方針・内容の検討、改善に有効であった。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、中断を余儀なくされた海外でのインフラプロジェクトもあり、政府として支援方針を取りまとめ、在外公館にも周知したことは、日本企業の海外展開支援に係る業務の質向上にとって有効であった。(令和 2 年度：海外の日本企業支援(達成手段①))

英国の EU 離脱に関しては、これまで政府タスクフォースを定期的開催する等、英・EU の交渉状況や英国内政等についての情報収集を行い、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行うなど、日系企業が英国の EU 離脱に備えるための支援を推進した。また、英国において、英国の EU 離脱や日英 EPA に関する日系企業向けセミナーを平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を通じて、計 25 回実施した。これらは、EU 離脱をめぐる現状や企業活動への影響等留意すべき点について日系企業の理解を促進し、EU 加盟国や英国で事業を展開する日系企業が引き続き円滑な経済活動を継続するために必要な対応を行う観点から有意義だった。(平成 30 年度：日 EU・EPA 及び英国の EU 離脱に対する対応(日本企業支援)(達成手段④)、令和元年度：英国の EU 離脱に対する日系企業支援(達成手段④)、令和 2 年度：英国の EU 離脱に係る日系企業支援(達成手段④))

【測定指標 2-2 対外・対内投資の戦略的な支援】

- 海外での投資環境整備を図るために、投資関連協定の交渉の加速化及び新規交渉国の検討を進めたことにより、平成 28 年 5 月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」で定められた、令和 2 年までに 100 の国・地域との署名・発効を目指すという中期目標策定以降、20 の投資関連協定(45 の国・地域)が新たに発効済み又は署名済みとなり、また、16 の協定について新規交渉が開始された。その結果、現在交渉中の協定も含めると、最終的には計 94 の国・地域がカバーされ、我が国の対外直接投資残高に占める割合は平成 28 年の約 35%から約 93%と大きく増加することとなり、この結果を踏まえれば、大きな成果を上げることができたと考えら

れる。(平成 30・令和元・2 年度：対外投資の戦略的な支援(達成手段⑤))

特に、平成 30 年度には日・アルゼンチン投資協定が署名に至ったほか、令和元年度には、日・アルメニア投資協定及び日 EU・EPA、令和 2 年度には日・ヨルダン投資協定、日・アラブ首長国連邦投資協定、投資に係る規定を含む AJCEP 協定第一改正議定書、日英 EPA 及び日コートジボワール投資協定が発効に至り、投資協定を通じた、海外における投資環境の整備及び日本市場への海外投資の呼び込みに大きく貢献した。

- 2 対内投資については、対日直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催の「グローバル・ビジネス・セミナー」を、平成 30 年度は、特に東南アジア、米欧からの地方への直接投資の一層の呼び込みを目的に開催し、約 120 名の参加を得た。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ中止となったが、令和 2 年度は、インドを始めとするアジア、米欧からの地域への対日直接投資の一層の呼び込みを目的にオンライン形式で開催し 190 名の参加を得ることができた。特に平成 30 年度は、ネットワークングレセプションも開催し、事後アンケートにおいて提出があった参加者のうち約 95%がセミナーに満足したと回答するなど、在京大使館や在京外資企業の対日直接投資の機運向上に大きく貢献した。(平成 30 年度：対日直接投資サミット開催経費(達成手段③)、令和 2 年度：対日直接投資支援経費(達成手段③))

また、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による 3 年間の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計 1,920 件に上り、投資先としての日本の魅力を現地で直接発信し、日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込みにもつながった。なお、令和 2 年度の活動は新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での活動が難しい点があったが、オンライン形式での活動等の実施に取り組んだ。

そして、「企業担当制」において、外務副大臣又は外務大臣政務官が日本に重要な投資を実施した企業と 3 年間で計 6 回面談を実施したことは、当該企業による日本への新たなビジネスモデルの導入や先端技術の研究開発活動等の実施を促進し、日本経済の活性化に寄与するものであった。

これらを含む政府一丸となった取組の結果、対日直接投資残高は令和元年度末で 33.9 兆円であり、「令和 2 年度末までに対日直接投資残高 35 兆円を達成する」という政府目標達成に向け、順調に推移した。

【測定指標 2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組】

- 1 国際社会における知的財産保護の促進を図ることについては、平成 30 年度からの 3 年間に於いて、WTO 貿易関連知的財産権 (TRIPS) 理事会、世界知的財産権機関 (WIPO) 関連会合、APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進し、日本の存在感が示せたことは有意義だった。令和元年末からの世界的な新型コロナウイルス感染拡大を受け、特にワクチンの世界的供給の状況も見極めつつ、議論に参画したが、一方で、令和 2 年 10 月の TRIPS 理事会では、一部の途上国が知的財産保護の制限を訴える提案を提起し、知的財産保護の強化とは逆の方向に議論が誘導され、令和 3 年 3 月時点でも合意に至っていない。知的財産保護強化が重要であることに変更はなく、新型コロナウイルスによる世界的な緊急事態において、関係国の動向も注視しつつ、より多くの国々の理解促進のため、令和 3 年度以降において引き続き効果的な意見交換を行い、動向を注視することが課題である。(平成 30・令和元・2 年度：知的財産権侵害対策(達成手段②))
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じた取組については、日中韓 FTA 及び日トルコ EPA の知的財産権交渉において、WTO/TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組んだこと、また、RCEP 協定については、令和元年 9 月に WTO/TRIPS 協定を上回る知的財産保護及び権利行使を含む RCEP 知財章のテキストベースの交渉を完了し、令和 2 年 11 月に署名できたことは、知的財産の保護強化を促進する上で有意義だった。また、個別案件として、中国、コンゴ(民)及びカメルーンにおける知的財産侵害被害に関する日本企業支援を行い、被害を最小限に抑えることができたこと等は、有意義だった。インドネシア及びベトナムにおいては、関係省庁と連携し、対応にあたり、今後も動向を注視することが課題である。(平成 30・令和元・2 年度：知的財産権侵害対策(達成手段②))
- 3 在外公館知的財産担当官会議については、日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、コロナウイルス感染拡大以前の平成 30 年度は、ドバイ(中東地域対象)及びバンコク(東南アジア地域対象)において知的財産担当官会議を開催し、令和元年度はコロナウイルス感染症のため、予定されていた会議が実施できなかったが、令和 2 年度は、オンライン形式で開催することを初めて試み、オンラインで中国及び東南アジア地域を対象に知的財産担当官会議をほぼすべての関係者の参加を得て開催することができ、有意義な情報共有及び意見交換ができた。新しい会議形式でも問題なく、従来の方とほぼ同水準の成果を上げることができると判ったことも有益であった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

新型コロナの世界的な感染拡大というこれまでにない危機に直面する中、ポスト・コロナも見据え、日本経済の成長を後押しするためには、日本企業の海外展開支援を強化することが重要である。また、インフラシステム及び食品輸出に関しては、令和 2 年、それぞれ 2025 (令和 7) 年までにインフラシステム受注目標額 34 兆円、2030 (令和 12) 年までに輸出額 5 兆円という政府目標が掲げられた。特にインフラ輸出については、その実現のために、総理大臣、閣僚などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上に向けた取組が引き続き必要である。外務省としても、政府目標の達成に向け、あらゆる外交機会や在外公館等を活用した取組の強化が求められている。

そのためには、政府として、コロナ感染拡大の影響を受けた既存のインフラプロジェクトへの支援を含め、海外における日本企業のビジネス環境を一層整備するために相手国政府に働きかけるとともに、新規のインフラプロジェクトの受注支援や日本製品の販路拡大を始め個別企業の活動を支援していくことが必要である。

また、福島第一原発事故後の各国による輸入規制措置の緩和・撤廃のためにも、引き続き、日本製品の安全性を粘り強く発信し、科学的根拠に基づいた対応を各国に求めていく必要がある。

投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、海外進出している、若しくは進出を予定している企業の実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが引き続き必要である。

対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術を呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であり、令和 3 年春までに策定される予定の次期政府目標の達成に貢献すべく、引き続き対日直接投資促進に向けて取組を進めていくことが必要である。

加えて、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を強化していく必要がある。

【測定指標】

2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

日本経済の発展に貢献するためにも、日本企業の海外展開支援は重要である。それゆえ、企業支援に関する情報共有・意思疎通体制の強化、インフラシステム海外展開に関する在外公館の支援体制の強化、輸入規制・風評被害対策、海外の日本企業に対する法的支援体制の強化、といった年度目標は適切であった。また、上記の施策の分析のとおり、令和 2 年度は新型コロナの世界的感染拡大により、影響を受けた海外でのインフラプロジェクトもあり、政府として支援方針を取りまとめ、在外公館に周知することによって、必要な対応を進めることとしたが、コロナの感染状況は地域によっても異なり、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な対応を取ることが重要である。今後はウェブなどのツールも活用し、セミナーやマッチングイベントの開催等の日系企業支援に引き続き注力していく。

外務本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラシステム海外展開促進等の支援を引き続き行う。また、未だ 15 か国・地域で残る輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていくことについての情報発信を強化することで、引き続き日本の農林水産物・食品の輸出促進に貢献する。

英国の EU 離脱に関し、令和 3 年 1 月に日英 EPA が発効し、EU・英国間の貿易及び協力に関する協定が暫定適用されたが、令和 2 年末の英国の EU 離脱の移行期間終了から間もないところ、日系企業が円滑な経済活動を継続するために必要な対応や、EU 離脱をめぐる現状、日英 EPA 等について、情報提供を引き続き行っていく。

2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

1 投資関連協定については、発効済み又は署名済みの投資関連協定が我が国の対外直接投資残高に占める割合が平成 28 年の約 35%から約 93%に増加したことや、交渉中の協定も含めれば、合計 94 の国・地域をカバーすることとなること、TPP11 及び RCEP といったマルチの協定、日 EU・EPA 及び日英 EPA といったハイレベルの協定の署名・締結を我が国が主導したこと等を踏まえれば、大きな成果を上げることができたと考えられることから、今後は数値目標を設定することはしないが、今後

の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるべきニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。その際、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。

- 2 対内投資については、上記施策の分析のとおり、在外公館における対日投資セミナー等の開催や、「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートなど、年度目標は適切であった。

今後も対内投資の推進は日本経済の成長に貢献する上で重要であるところ、令和3年度も引き続き、ジェットロ等との連携も強化しつつ、在外公館の「対日投資投資推進担当窓口」を中心に海外企業の日本進出支援に注力するとともに、国内においても必要に応じてオンラインを活用しつつ、セミナー開催を通じた情報発信を行うなど、対内投資に資する施策を国内外で戦略的に進めていく。

2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

知的財産保護強化は令和2年度までは国際会議における議論を通じ積極的な知的財産保護の強化の成果を上げたが、上記の施策の分析のとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況を受け知的財産保護強化とは逆行する議論を唱える途上国への対応、ワクチンの世界的供給の課題があるため、令和3年度はこの状況を踏まえ、知的財産保護強化の意義を唱えつつ、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する取組を目標とする。

日中韓 FTA 及び日トルコ EPA は交渉が継続中であり、締結に至っていないが、上記の施策の分析のとおり、引き続き WTO/TRIPS 協定を上回る知的財産保護及び権利行使を含む知財章のテキスト交渉の達成は我が国にとって重要であり、交渉が再開する暁には、RCEP 以上の高いレベルを取り組むことにより、引き続き中期目標の知的財産保護強化の達成に努める。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策については、今後とも関係省庁による連携に努め、個別事案の解決に向けて効果的かつ効率的な対応を促進していく。

在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化については、上記の施策の分析のとおり、平成30年度は物理的な会議が実施されたものの、令和元年度は新型コロナウイルス感染症のため実施できなかった経緯があるが、令和2年度はオンライン形式で開催し、知的財産担当官の能力強化及びジェットロ事務所との関係構築に当たって、会議を実施することが重要であると再認識するに至った。令和3年度も会議の開催を通じ、引き続き緊密な意思疎通を図ることで知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
日本企業支援
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html)
インフラ海外展開の推進
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/infrastructure/suishin.html>)
東日本大震災後の日本産食品等に対する輸入規制
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/saigai/anzen.html>)
知的財産保護支援
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html>)
- ・官邸ホームページ
経協インフラ戦略会議
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/>)
- ・農林水産省ホームページ
輸出額統計
(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html)
- ・「我が国の経済外交 2020」(外務省経済局編(2020年)日本経済評論社)
- ・「我が国の経済外交 2018」(外務省経済局編(2018年)日本経済評論社)
- ・財務省ホームページ
直接投資残高地域別統計(資産)(全地域ベース)(2019年末)
(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bparea.htm)
- ・令和3年版外交青書(外交青書2021)
第3章第1節 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進
第3章第1節 4 知的財産の保護

個別分野 3 資源安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年 6 月 21 日 閣議決定)
第 2 章 5. (5) ① 資源・エネルギー
- ・ 成長戦略実行計画（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
第 2 章 7 (2) 再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現
- ・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議決定、閣議決定)
IV 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- ・ 第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
世界の主要なエネルギーの供給源である中東地域の海域における航行の安全確保
- ・ 鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針について(平成 30 年 6 月 26 日 閣議決定)

測定指標 3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標（一年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

平成 30 年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
 - (1) 国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。
 - (2) 国際エネルギー・フォーラム（IEF）は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、平成 30 年 4 月にニューデリー（インド）において開催される閣僚級会合において、積極的に議論に参加し、我が国の関心事項やエネルギー外交の取組について積極的に発信する。
 - (3) エネルギー憲章条約（ECT）については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。
 - (4) 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。
 - (5) G 7、G 20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特に G 20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバー（注）として積極的に貢献する。
（注）「G 20 作業を運営する体制」をトロイカ体制といい、現議長国、前議長国及び次期議長国による協力体制が組まれる。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度に関しては、平成 28 年度から開始した特定地域を対象とした担当官会議を引き続き平成 30 年度も実施する。ここでの成果を、平成 30 年度中に日本国内にて開催予定の在外公館戦略会議に共有し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。地域担当官会議と在外公館戦略会議の双方に関して、議論内容のうち公表可能な点については引き続き積極的に対外的な発信を行う。
- 3 河野外務大臣が平成 30 年 1 月の IRENA 第 8 回総会における政策スピーチで「再生可能エネルギー外交」の推進に取り組むことを表明したことを踏まえ、国内外への積極的な情報発信等を通じた我

が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、平成 28 年 4 月に安倍総理大臣が立ち上げた、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出して世界に発信し、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、IEA、IEF、IRENA、ECT 等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。
 - (1) IEA においては、平成 30 年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に平成 31 年 1 月からは、大江経済協力開発機構 (OECD) 日本政府代表部特命全権大使が日本人として 24 年ぶりに理事会議長を務めており、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導している。また、IEA との間では、国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており、10 月にファティ・ピロル事務局長が訪日した際には河野外務大臣への表敬を行い、エネルギー安全保障分野における日本と IEA との一層の関係強化を確認した。ピロル事務局長は、4 月には中根外務副大臣との間でも意見交換を行った。
 - (2) IEF においては、4 月にニューデリー (インド) で第 16 回閣僚級会合が開催され、中根外務副大臣が出席し、エネルギーアクセスの向上をテーマとするセッションにパネリストとして参加し、日本の先進的な技術力とイノベーションの力を活用して世界の未電化地域のエネルギーアクセス拡大に寄与していく旨発言した。同会合の機会に、中根外務副大臣はスン・シェンション IEF 事務局長との意見交換を行い、スン事務局長からは日本の IEF への積極的な貢献に謝意が表された。
 - (3) ECT においては、事務局を通じてエネルギー憲章プロセスへの新規加入促進活動を支援するとともに、二国間の働きかけを継続した。日本を含む加盟各国や事務局の取組の結果、12 月にヨルダンが、平成 31 年 1 月にはイエメンが中東諸国として初めて ECT に加入し、さらには中国が ECT 加入に必要な 3 つの報告書の作成を全て終え、他にも複数の国が加入に向けた取組を着実に進めるなど、投資促進に係る法的枠組の基盤強化と裾野拡大に進展が見られた。
 - (4) IRENA については、平成 31 年 1 月にアブダビ (アラブ首長国連邦) で行われた第 9 回総会に、辻外務大臣政務官が出席して河野外務大臣スピーチを代読し、世界における再生可能エネルギーの一層の普及拡大に向けて日本として積極的な役割を果たしていきたい旨述べた。また、同総会において、再生可能エネルギーがもたらす社会経済的メリットの議論の中で「福島新エネ社会構想」を説明し、再生可能エネルギーの利活用に基づいたスマートコミュニティの実践や地方自治体による再生可能エネルギー活用の事例を紹介した。なお、同総会では、日本は IRENA 設立以来 5 期連続で理事国に選出された。IRENA との間では、アミン事務局長と外務省政務との意見交換を計 5 回実施 (河野外務大臣：4 月及び平成 31 年 3 月、岡本外務大臣政務官：9 月、辻外務大臣政務官：平成 31 年 1 月及び 3 月) するなど緊密に意見交換を行い、日・IRENA 関係の一層の強化に向けた議論を行った。第 2 位の分担金拠出国として、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング (能力構築) などを中心とした IRENA の活動を引き続き支援した。
 - (5) G 7、G 20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特に G 20 については、令和元年に日本は議長国を務めており、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、G 20 プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進した。
- 2 平成 31 年 1 月の中東地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議及び平成 31 年 2 月の在外公館戦略会議では、外部講師による世界のエネルギー情勢についての現状認識の共有、外務本省からの基本政策の紹介、各大使館員からの任国政府のエネルギー戦略の共有等を行い、国内外のエネルギー情勢を分析して、日本のエネルギー外交の在り方について議論した。これらの会議については、議論の成果を外務省ホームページ上で可能な範囲で公表し、エネルギー業界紙でも取り上げられ、国内での関心喚起にもつながり、その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化した。
- 3 (1) 外務省閣僚級招へい事業により、4 月にアミン IRENA 事務局長を日本に招き、「福島新エネ社会構想」に基づく取組を進める福島県の再生可能エネルギー関連施設への訪問、国際セミナーでの講演、日本企業や関係省庁等との意見交換などを実施した。同事務局長から、世界の再生可能エネルギー情勢について広く日本国内に向けて直接発信してもらうとともに、日本の先進的な技術や

取組について IRENA 関係者の理解を深めた。

(2) 日本の先進的な再生可能エネルギー・新エネルギー分野の取組を国際社会に発信するため、関係省庁・自治体・企業等の協力を得て、在京外交団を対象とした視察事業として、11月に福島県の再生可能エネルギー関連施設、平成31年3月に神奈川県の水素エネルギー関連施設をそれぞれ訪問し、延べ22か国から延べ23名の参加を得た。

(3) 7月に都内にて「国際シンポジウム：エネルギー転換とアジアのエネルギー安全保障」を開催し、エネルギー分野における国内外の有識者、企業関係者、政府関係者、研究者、在京大使館及び報道関係者等約200名の参加を得た。同シンポジウムでは、最新の分析・研究成果や第一線で得た知見に基づき、テーマに沿って活発な議論が行われた。

(4) 日本の技術やイノベーションについて積極的に国際社会へ発信し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた国際連携を進めていくため、日本は10月に太陽に関する国際的な同盟 (ISA) (注) に新たに加盟した。

(注) 国際社会における太陽エネルギーの利用拡大を目的に、平成27年にインド政府がフランス政府と共に立ち上げた国際協力の枠組み。

(5) 11月にブカレスト (ルーマニア) で開催されたエネルギー憲章会議第29回会合に出席した兒玉欧州連合日本政府代表部特命全権大使からも「福島新エネ社会構想」について紹介する発言を行うなど、エネルギー関連の各種国際会議の機会に我が国の再生可能エネルギー・新エネルギー分野での取組について積極的に発信した。

令和元年度目標

1 IEA、IEF、ECT、IRENA等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

(1) IEAについては、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、12月に開催される第27回閣僚理事会を見据え、IEAが掲げる3つの「現代化」(①アジアの新興国を始めとする非IEAメンバー国との関係強化、②石油備蓄義務の見直しを含むエネルギー安全保障の強化、③クリーン・エネルギー技術・省エネルギーの取組を通じたクリーン・エネルギーハブとしての役割強化)を始めとする我が国が重視する議題に関する議論に積極的に貢献する。

(2) IEFは、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、国際エネルギー情勢の変化に応じたIEFの役割を踏まえつつ、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、令和2年に北京(中国)において開催される第17回閣僚級会合に向けた議題設定等の議論に積極的に貢献する。

(3) ECTについては、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。

(4) IRENAについては、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。また、平成31年4月に就任予定の新事務局長との関係構築を通じ、日・IRENA関係の維持・強化を図る。

(5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。

2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、在外公館戦略会議を開催し、関係省庁・機関、民間企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ、本省と在外公館との間で現状認識や今後の方向性のすり合わせを行い、情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。

3 我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

1 平成30年度に引き続き、IEA、IEF、ECT、IRENA等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。

(1) IEAについては、令和元年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に、大江国際エネルギー担当大使が理事会議長を務めていることから、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。12月に開催された第27回閣僚理事会には、我が国から

若宮外務副大臣及び松本経済産業副大臣が出席し、成果として、10年ぶりにコミュニケが発出されるとともに、日本が主導して進めてきた、非メンバー国であるインドとの間での「戦略的パートナーシップ」の立ち上げに向けた協議開始が合意された。また、IEA との間では、国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており、ファティ・ビロル事務局長とは、9月の同事務局長の訪日時及び12月の第27回閣僚理事会時に若宮外務副大臣が会談を行い、エネルギー安全保障分野における日本とIEAとの一層の関係強化を確認した。加えて、令和2年3月にIEAによるメールでの緊急時対応合同訓練が実施され、日本も参加した。

(2) IEFについては、令和2年にアル・コバール（サウジアラビア）（注：開催地が中国から変更）において開催される第17回閣僚級会合に向け、執行理事会における議論に積極的に参加。昨今の国際エネルギー情勢を踏まえ、重要性が高まるエネルギー安全保障やイノベーションに焦点を当てた議題案①「新時代のエネルギー安全保障ーリスクと機会への対応」、②「秩序あるエネルギー転換：投資促進のためのエネルギー効率、技術及びイノベーションの共有」が採用され、また我が国が6月のG20で発信したカーボンリサイクルについても取り扱われることとなった。

(3) ECTについては、12月に開催されたエネルギー憲章会議第30回会合に、我が国から兒玉欧州連合日本政府代表部大使が出席した。今次会合の閣僚セッションでは、「再生可能エネルギー、エネルギー多様化及びエネルギー効率への投資の促進」というテーマの下、エネルギー転換やイノベーションの重要性などについて議論が行われ、兒玉大使が日本政府を代表してエネルギー技術及びイノベーションを促進することの重要性等を述べた。また、同会合では、エネルギー憲章条約（ECT）の規定に基づくレビューの結論文書が採択されるとともに、ECTの近代化に係る交渉の開始が決定された。

(4) IRENAについては、我が国は令和元（2019）年分担金の10.923%を負担し、途上国におけるエネルギー計画・ロードマップの見直し、プロジェクト円滑化、再生可能エネルギーポテンシャル評価（RRA）などの事業を支援している。平成31年4月に新たに就任したフランチェスコ・ラ・カメラ事務局長と外務省ハイレベルとの意見交換を緊密に行っており、6月の同事務局長訪日時に辻外務大臣政務官との会談、令和2年1月の第10回IRENA総会時及び同年3月の同事務局長訪日時に若宮外務副大臣との会談を実施し、国際社会における持続的な再生可能エネルギーの普及に関する意見交換を行い、日・IRENA関係の進化を図った。また、第10回IRENA総会では、若宮外務副大臣から、脱炭素化に向けた我が国の再生可能エネルギー普及促進における取組を紹介し、併せて、再生可能エネルギー関連機器の将来的な大量廃棄問題に言及したスピーチを実施した。

(5) G20、APEC等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にG20については、令和元年に日本は議長国を務めており、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、G20プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進し、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、閣僚声明及びG20軽井沢イノベーションアクションプランを採択した。また、同会合を踏まえ、G20大阪首脳宣言においても、エネルギー安全保障の確保の重要性やエネルギー転換に向けた革新的、クリーンで効率的な技術の更なる発展の重要性等について確認した。

2 令和2年3月に開催予定であった令和元年度エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議について、諸般の事情により延期することとなった。他方、エネルギー・鉱物資源専門官を含む在外公館のエネルギー担当官との間で、各国のエネルギー情勢に関する意見交換を随時行い、次回開催に向けて引き続き連携している。

3 (1) 令和2年1月の第10回IRENA総会において、若宮外務副大臣から、世界最大級の再生可能エネルギー由来水素製造装置の福島における稼働開始予定及び同装置で製造した水素の東京オリンピック・パラリンピックにおける活用について発信した。

(2) 令和2年3月には、脱炭素社会を実現するための日本の取組を紹介する、在京外交団を対象とした「CCUS/カーボンリサイクル・スタディーツアー」（注）を実施し、千葉県野田市の東京理科大学、同県柏市の日立造船柏工場、福島県いわき市の石炭ガス化複合発電施設及びとまとランドいわきを視察し、在京外交団に対して、我が国のクリーンコール技術とCCUSの取組を発信した。

（注）CCUS：(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)：工場や発電所などから発生する二酸化炭素を大気放散する前に回収し、地中貯留に適した地層まで運び、長期間にわたり安定的に貯留したり、回収した二酸化炭素を農作物の育成に利用したり、更に進んで人工光合成などによって新たな商品やエネルギーに変換したりする技術。

(3) 令和2年3月に開催予定であったアジア・エネルギー安全保障セミナーでは、「転換期の選択ーアジア域内における再生可能エネルギー導入の課題と展望」と題して、IEA及びIRENAの有識者を

招いて、我が国やアジアにおける再生可能エネルギー導入に向けた取組及び課題について議論するべく、直前まで開催する方向で準備を進めていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う IEA の措置により、IEA の基調講演者の訪日が不可能となったこと等により、開催を延期することとなった。

令和2年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力を積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
 - (1) IEA については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展等を含む昨年閣僚理事会のフォローアップを行う。
 - (2) IEF は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、9月にアル・コバール（サウジアラビア）において開催される第17回閣僚級会合の議論に積極的に参加し、我が国のエネルギー分野の取組等について積極的に発信する。
 - (3) ECT については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。特に、令和元年に、ECTの近代化に係る交渉の開始が決定されたことを受け、一連の交渉会合において、我が国として、エネルギー安全保障を確保しつつエネルギー転換を進めること、また、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に関与していく。
 - (4) IRENA については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。
 - (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20については、令和元年の我が国の議長国下での成果を踏まえた議論が行われるよう、関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、在外公館戦略会議を開催し、関係省庁・機関、民間企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ、本省と在外公館との間で現状認識や今後の方向性のすり合わせを行い、情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。
- 3 我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き、IEA、IEF、ECT、IRENA 等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。
 - (1) IEA については、令和2年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化等についての議論に積極的に貢献した。特に、大江国際エネルギー担当大使が理事会議長を務めていることから、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。その中でも、日本が主導して進めてきた、非メンバー国であるインドとの間での「戦略的パートナーシップ」の立ち上げに向けた協議に積極的に関与した。また、11月にIEAとアフリカ連合委員会が共催したアフリカに関するオンラインフォーラムに鷲尾外務副大臣が出席し、アフリカのエネルギーアクセス向上に向けた我が国の取組を紹介するとともに、アフリカにおけるエネルギーアクセスの改善及びアフリカへの投資の継続の重要性を強調し、同地域におけるエネルギーへのユニバーサル・アクセス実現に向けた我が国の取組について紹介した。さらに、新型コロナで財政的困難に直面しているエネルギー生産国等支援として6.3億円をIEAに拠出した（第三次補正予算）。
 - (2) IEF については、12月の執行理事会に参加し、マック・モニグル新事務局長就任に対し歓迎の意を表明するとともに、令和3年の活動方針やイランの分担金支払い問題等について、積極的に議論を行った。なお、令和2年に予定していた閣僚級会合は新型コロナウイルスの影響で延期された。
 - (3) ECT については、12月に開催されたエネルギー憲章会議第31回会合の閣僚級セッションには、我が国を代表して鷲尾外務副大臣がビデオメッセージにより参加し、菅総理大臣の所信表明演説に

おけるカーボンニュートラル宣言やエネルギー部門への緊急支援といった我が国の取組を紹介し、我が国の ECT への積極的な参加姿勢について述べた。また、エネルギー憲章会議に先立ち 10 月に開催されたバクー国際エネルギーフォーラムでは、エネルギー効率のベストプラクティス及び教訓の共有というテーマで我が国も登壇し、我が国の取組を紹介し積極的に議論に貢献した。令和 2 年から開始された ECT 近代化交渉は、4 回の交渉会合が実施され、全ての会合に我が国代表団も出席し積極的に交渉に関与した。

(4) IRENA については、令和 3 年 1 月の第 11 回 IRENA 総会において、鷲尾外務副大臣から、カーボンニュートラルへの道筋と再生可能エネルギー大量導入に向けた課題と我が国の取組に関するスピーチを行った。同スピーチでは、カーボンニュートラルの実現のために、技術とイノベーションの必要性和途上国の脱炭素化のための支援の重要性を指摘した。さらに、再生可能エネルギーの大量導入を進めるに当たり、その裨益だけでなく課題にも目を向ける必要があることも指摘した。特に、調整力の確保や電力システム全体のコスト評価、蓄電池やモーター等に使われる鉱物資源の確保、そして、令和元年に我が国が問題提起した、2030 (令和 12) 年頃から寿命を迎える太陽光パネル等の大量廃棄への対処を今後の課題として挙げた。また、同総会において、我が国は第 6 期 (令和 3 年から 2 年間) の理事国として、6 期連続で選出された。

(5) G20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特に G20 については、前議長国として、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、議長国サウジアラビアを始めとする各国と協力し、G20 各種関連文書が我が国のエネルギー政策と整合的なものとなるよう交渉に尽力した。また、9 月に行われた G20 エネルギー大臣会合には、鷲尾外務副大臣が出席し、特に新型コロナウイルス感染拡大に対応する上でも重要なエネルギーアクセスの促進について強調した。

2 エネルギー・鉱物資源専門官制度に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、例年開催している「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」の形態を大幅に変更し、オンライン形式で令和 3 年 2 月に開催した。同会議には専門官設置公館から 40 公館以上が参加し、主要公館 (米、中、豪、インド、マレーシア) 及び資源エネルギー庁と最新のエネルギー・鉱物資源に係る動向を共有するとともに、資源安全保障に係る我が国の課題や今後の取組について議論を行った。

3 (1) 我が国のエネルギー・鉱物資源に関する国内外への積極的な情報発信として、令和 3 年 2 月に令和 2 年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「自由で開かれたインド太平洋とエネルギー・鉱物資源の現在」をオンラインで開催した。同セミナーには、鷲尾外務副大臣が出席して挨拶を述べたほか、日本経済団体連合会の大林経団連外交委員長／大林組代表取締役会長も後援団体を代表して挨拶を行った。また、米国政府高官らがビデオメッセージを寄せたほか、エネルギー・鉱物資源分野に携わる国際機関関係者、有識者、企業関係者、報道関係者が登壇した。セミナーには国内外から約 500 名がオンラインで参加登録し、エネルギー転換に伴う鉱物資源の安定供給確保の重要性や、「自由で開かれたインド太平洋」構想を踏まえた同志国との連携の可能性について、活発な議論が行われた。

(2) 令和 3 年 3 月の開催に向けて計画していた、在京外交団を対象とした福島県へのスタディーツアーは、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言発出のため、令和 2 年度中の開催を見送ることとした。他方、令和 3 年度の開催を目指し、福島県内の水素関連施設を対象としたスタディーツアー開催に向けて、福島県等の関係者と意見交換を随時行い、次回開催に向けて引き続き連携している。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標 (一年度)

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

平成 30 年度目標

1 国連食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC)、国際コーヒー機関 (ICO) 等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力を積極的かつ主体的に参加・貢献する。

これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第 2 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には、平成 30 年度中に開催予定の第 3 回日・FAO 年次戦略協議等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

また G20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバーとして積極的に貢献する。

- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 FAO については、平成 31 年 1 月に第 3 回日・FAO 年次戦略協議をローマで開催し、FAO 側からはグスタフソン事務局次長（プログラム担当）、リドルフィ・プログラム支援技術局長を筆頭とする関係者、日本からは外務省と農林水産省の両省が参加した。同協議では、我が国の重視する事項について詳細に説明した。具体的には、平成 30 年度補正予算や無償資金協力を含めた FAO への財政貢献が日本による支援であることを受益者に対し明確に示すこと、日本国内における FAO の活動及び成果の認知度向上に向けた取組の進捗を確認すること、日本企業と FAO の連携促進等の進捗状況を確認し、両者のパートナーシップを更に前進させること、日本人職員の増強に向けた進捗と今後の取組を確認すること等を通じ、今後 1 年間で日・FAO 両者が取り組むべき方向性について認識の一致をみた。さらに、飢餓の撲滅を含む SDGs の達成に向け、開発のためのビジネスモデルとしての農業投資、食品ロスに焦点を当てた栄養及びフードシステム、人道と開発と平和の連携等の分野において共に取り組んでいくことを確認した。加えて、令和元年日本において開催する G20 及び第 7 回アフリカ開発会議（TICAD 7）や、令和 2 年の栄養サミットに向けた協力についても認識の一致をみた。

また、日本国内における FAO の認知度を向上させるとともに、FAO における日本人職員の増強を図るため、学生、研究者、社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催し、延べ約 300 名の参加を得た。具体的には、8 月（於：東京）、10 月（於：京都）及び 11 月（於：東京）に、一時帰国中の FAO 日本人職員及び FAO 駐日連絡事務所等の協力を得て、少人数でのキャリアセミナーを開催し、国際機関での勤務に関心を有する参加者へのアドバイスなどを行った。また、平成 31 年 3 月には、より幅広い層を対象に、日本担当 FAO 親善大使である国谷裕子氏及び中村勝宏氏の出席を得て、「SDGs 達成に向けた FAO の貢献と日本の役割」をテーマとする講演会を開催し、約 120 名の参加を得た。

IGC については、理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加し、例えば、6 月の理事会では、赤松在英国日本大使館公使が理事会議長に選出され（任期は 7 月から令和元年 6 月まで）、続く 12 月の理事会では、一大輸入国としてのみならず議長輩出国としての立場からも、責任を持って議論の進展に貢献した。ICO についても、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

G20 において、食料安全保障は平成 30 年 G20 アルゼンチン議長国下での 3 つの重点テーマの一つであり、7 月に開催された G20 農業大臣会合では、「農業の役割を支える健全な土壌」を中心に、世界の農業の持続可能性向上に関して議論が行われ、日本もトロイカとして議論に積極的に貢献した。令和元年に日本が議長国に就任してからは、G20 プロセスにおける食料・農業関連の議論の取りまとめに当たり、外務省としても農林水産省と緊密に連携した。

G7 においては、平成 30 年の議長国カナダ及び令和元年の議長国フランスの下で、平成 27 年に定められた「2030 年までに 5 億人を飢餓・栄養不良から救出する」との G7 全体としての目標（エルマウ・コミットメント）の達成に向けた G7 各国の支援実績の追跡・分析が行われた。また、カナダ議長国下では、G7 食料安全保障作業部会（FSWG）会合において食料安全保障・栄養分野の政策分析が行われ、我が国も同分野との関連で強靱性の高い共同体の構築に関する発表を行い、積極的に議論に貢献した。フランス議長国下では、アフリカのサヘル地域における若者の雇用促進や栄養に焦点を当てた議論が行われており、令和元年に TICAD 7、令和 2 年に栄養サミットを主催予定の日本としても、これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについて FSWG 会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献している。

- 2 国際機関関係者等との意見交換や、FAO や IGC を始めとする国際機関等の報告書を元に、世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに配布した。

令和元年度目標

- 1 FAO、IGC、ICO 等の関係する国際機関や、G 7、G 20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。
特に FAO については、我が国が世界第 2 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には、令和元年度中に開催予定の第 4 回日・FAO 年次戦略協議等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。
また G 20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ引き続き積極的に貢献する。
- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 FAO については、令和 2 年 1 月に、第 4 回日・FAO 年次戦略協議を東京において実施し、FAO を代表してグスタフソン事務局次長ほか、日本側は外務省と農林水産省の合同チームが出席した。同協議では、平成 31 年 1 月の前回協議からの両者の取組を振り返り、日本の FAO への財政貢献、日本国内における FAO の活動及び成果の認知度向上、FAO における日本人職員による貢献等の進捗状況を確認し、両者のパートナーシップを更に前進させることで一致した。さらに、両者は、チューFAO 事務局長が出席した令和元年 8 月の TICAD 7 を振り返るとともに、令和 2 年に日本で開催される東京栄養サミット 2020 について意見交換を行い、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向け、更なる協力を深めることとした。
また、FAO の国内での認知度の向上と日本人職員の増強を図るため、大学生・大学院生や研究者、社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催しており、令和元年度には後述の計 2 回のセミナーを実施 (10 月 (於：東京) 及び 12 月 (於：東京)) したほか、FAO の活動を広く知らしめるための FAO 駐日連絡事務所や関係機関によるイベント等に協力を行った。10 月の世界食料デー月間の際に都内で開催されたシンポジウムでは、世界的な食品ロス削減の取組にリーダーシップを発揮している FAO とともに、食品ロス削減の取組への理解を促進し、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた国際的な貢献の可能性について議論を行った。12 月 (於：東京) には、一時帰国中の FAO 日本人職員及び FAO 駐日連絡事務所等の協力を得て、キャリアセミナーを開催し、国際機関での勤務に関心を有する参加者へのキャリアアドバイスなどを行った。
IGC については、理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加するとともに、6 月には、IGC の前身の国際小麦理事会から通算して創設 70 周年を迎えるにあたり、議長国を務める我が国が記念行事として在英日本大使館でレセプションを開催した。主要各国の穀物、食品関係者やメディアが参集する中、東日本大震災の被災地産品を始めとする日本の「食」の普及促進のプロモーションを進めるとともに、海外での輸入規則の撤廃・緩和に向けた安全性の PR を行った。ICO については、世界的なコーヒー産業の強化及び持続的な拡大の促進という目的の下、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。
G 20 については、5 月に G 20 新潟農業大臣会合が開催され、「農業・食品分野の持続可能性に向けて—新たな課題とグッド・プラクティス」をテーマとして、人づくりと新技術、フード・バリューチェーン (FVC)、SDGs について議論を行った。また、同会合において、越境性動植物疾病への対応についても議論が行われ、特にアフリカ豚コレラ (ASF) については、国際社会が一致団結して対処することの重要性について認識を共有した。議長国として積極的に議論をリードし、大阪首脳宣言においても、強靱な農業・食品バリューチェーンの発展の重要性を確認した。
G 7 については、フランス議長国下での食料安全保障作業部会 (FSWG) の専門家レベル会合において、「サヘル諸国の若者の雇用促進」及び「サヘル諸国の栄養不良との戦い」がテーマとして議論が行われ、7 月 4 日にパリにて開催された開発大臣会合の機会に、「サヘル地域の若者の雇用創出に関する G 7 フレームワーク」が FSWG による文書として公表され、同大臣会合で発出された「G 7・G 5 サヘル・パリ共同コミュニケ」において歓迎された。令和元年に TICAD 7 を開催、令和 2 年に栄養サミットを主催予定の日本としても、これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについて FSWG 会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献した。
地域的な協力も進展しており、APEC では、参加国・地域の当局のみならず民間セクターとも連携した形で APEC 食料安全保障に関する政策パートナーシップ (PPFS) を通じて、関連の協力が進めら

れている。チリ議長国下では、持続可能なフードシステムの強化、イノベーションと新技術の適応、協働の促進と FVC・貿易の強化、機会をもたらす地域開発の強化をテーマとし議論が行われた。7月（於：東京）には、APEC 食品ロス削減に関するワークショップ「情報通信技術（ICT）と革新的な技術を活用した食品廃棄の削減」を日本として開催し、民間企業による ICT や革新的技術を使った先進的な取組事例等の共有がなされ、PPFS における官民連携の促進が図られた。

- 2 国際機関関係者等との意見交換や、FAO や IGC を始めとする国際機関等の報告書を元に、世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに配布した。

令和2年度目標

- 1 FAO、IGC、ICO 等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第3位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 FAO については、理事会及び各種委員会に積極的に参加し、世界の食料安全保障の向上のための議論に貢献した。新型コロナウイルスの影響により会合の延期などの影響もあったが、7月に開催された第164回理事会においては、我が国を代表して駐イタリア大使から、FAO が効率的な組織となるための改革を進めていることを評価しつつ、国際機関としてのガバナンス・透明性向上を重視する旨を指摘した。また、我が国は主要委員会である財政委員のポストを確保しており、予算・組織運営事項の審議に積極的に貢献した。なお、日・FAO 間のハイレベル対話である日・FAO 戦略協議については、令和3年9月に国連食料システムサミット、同年12月に東京栄養サミットが開催されることを踏まえ、令和3年の適切な時期に実施する方向で調整中である。

また、FAO の認知度の向上と日本人職員の増強を図るため、大学生・大学院生や研究者、社会人等を対象とした講演会やセミナーの開催や、FAO 駐日連絡事務所等によるイベント等に協力を行っており、令和2年度は、7月に関係国際機関の連携の下で実施された世界の食料安全保障と栄養の現状（SOFI）令和2年報告の発行を記念するイベントに協力し、また、10月の世界食料デー月間の際には FAO の協力の下、外務省主催で世界と我が国の食料安全保障についてのシンポジウムを開催した。両イベントにおいては新型コロナウイルスの影響を踏まえ、世界及び我が国の食料安全保障の向上に向けた議論が行われた。また、令和3年1月にローマに本部をもつ食料・農業関係国際機関と連携し、国際機関邦人職員増強に向けたキャリアセミナーを実施した。各イベントは、新型コロナウイルスの影響により、オンラインでの実施とすることにより、全世界や日本の各地からの参加が得られ、FAO のビジビリティ向上が図られた。

IGC については、新型コロナウイルス感染症の拡大により会合の延期などの影響もあったが、理事会を始めとする予算、運営等委員会の会合及びポストコロナ時代の穀物市場等をテーマとしたオンラインセミナーに積極的に参加した。6月の理事会では、農林水産省と共に、新型コロナウイルス感染症の拡大により穀物市場が不安定に推移する中、各国が輸出規制を行わない等食料のサプライチェーンを維持するための方策を提言した。ICO については、世界的なコーヒー産業の強化及び持続的な拡大の促進という目的の下、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、理事会を始めとする会合や平成19年国際コーヒー協定改正等ワーキンググループ等に、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

G20 については、議長国サウジアラビアの下、4月にG20 農業大臣臨時テレビ会議、9月にG20 農業・水大臣会合（テレビ会議）が開催され、新型コロナウイルス感染症による食料安全保障等の諸課題への対応等について議論が行われ、それぞれの会合で、「新型コロナウイルス感染症に関するG20 農業大臣声明」及び「G20 農業・水大臣宣言」が採択された。

G7 については、アメリカ議長国下では食料安全保障作業部会（FSWG）は開催されなかったが、有志国会合において新型コロナウイルスの影響を踏まえた食料安全保障について議論が行われ、我が国として不要な輸出制限などを引き起こさない自由で開かれた貿易ルールに基づく食料の円滑な流通を確保することなどを積極的に発信した。

地域的な協力も進展しており、APEC では、参加国・地域の当局のみならず民間セクターとも連携した形で APEC 食料安全保障に関する政策パートナーシップ (PPFS) を通じて、関連の協力が進められている。令和 2 年のマレーシア議長下では、10 月に APEC 食料安全保障閣僚級政策対話 (テレビ会議) が開催され、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた食料安全保障の確保について議論が行われ、「APEC 食料安全保障閣僚級政策対話声明」が採択された。

- 2 国際機関関係者等との意見交換や、FAO や IGC を始めとする国際機関等の報告書を基に、新型コロナの影響を含む世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに配布した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標 (一年度)

我が国国益に即した漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な保存管理と我が国権益の確保を図る。また、海洋生物資源の持続可能な利用支持国を拡大し、我が国の捕鯨政策に対する国際社会の理解を促進する。

平成 30 年度目標

- 1 各地域漁業管理機関における議論を引き続き主導する。地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。
- 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、国際捕鯨委員会 (IWC) 加盟国の理解を求める。また、IWC 以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行い、IWC における鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と、資源管理のための協力を継続するとともに、国際的な管理体制の構築を目指し、協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。
- 4 海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威となっている違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定を平成 29 年度に締結したところ、同協定の未締結国に締結を働きかけるなど、IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。北太平洋漁業委員会 (NPFC) ではサンマについて漁獲上限の設定案が議論されているところ、これらに積極的に関与し、我が国の意見が反映された効果的な措置の採択を目指す。北極海の公海部分における無規制な漁業を防止する協定の早期の署名・締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の平成 30 年の年次会合では、平成 29 年の年次会合に引き続き、大西洋クロマグロ資源の管理措置の見直し (未配分枠の配分、漁期の緩和等) が議論された。中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の年次会合においては、我が国の提案に基づき太平洋クロマグロの保存管理措置に関する議論が行われ、漁獲枠の 5% を上限として余剰枠を翌年に繰り越すことができるという規定を現行の保存管理措置に追加することで合意された。
- 2 捕鯨政策については、二国間及び多国間会合 (6 月に我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や 7 月の東カリブ漁業大臣会合等) の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対する IWC 加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで働きかけを行った結果、IWC 加盟国で我が国を支持する国との結束を強化できたほか、サントメ・プリンシペやリベリアが、新たに我が国と同じ立場で IWC に加盟した。また、長年にわたり機能不全に陥っていた IWC を改革すべく、7 月、我が国は異なる立場を持つ加盟国同士が共存できるよう IWC 改革案を提出した。同改革案は 9 月の IWC 総会において議論されたが、最終的に投票に付され否決された。この結果、IWC では、国際捕鯨取締条約 (ICRW) に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的は顧みられることなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなり、12 月、我が国は ICRW から脱退することを決定し、寄託国政府である米国に脱退を通告した。脱退通告後も、ICRW 脱退の決定を含む我が国の捕鯨政策について様々な

機会に係国に丁寧な説明し、理解を求めている。また、IWC 総会の開催国であり、反捕鯨国であるブラジルにおいて捕鯨関連映画の上映及び意見交換会の実施を支援する等、日本の捕鯨文化等を伝える民間レベルの情報発信を支援し、長期的な視点から、我が国の立場に支持を得られるような国際世論の形成に努めた。

3 ニホンウナギについては、ニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等と協議を実施し（6月）、平成 26 年 9 月に国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として発出した共同声明の遵守状況や、それ以降、各国・地域が採った管理措置について情報共有等を行うとともに、協議結果を共同プレスリリースとして発表し、国際社会における本取組への理解を呼びかけた。

4 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業について、地域漁業管理機関 (RFMO) での IUU 漁船リストに関する議論に積極的に参加した。特に、7 月の北太平洋漁業委員会 (NPFC) 第 4 回年次会合において、我が国から主体的に IUU 漁船リストの追加提案を行った。

NPFC におけるサンマの保存管理措置については、7 月の年次会合において、サンマの洋上投棄の禁止や小型魚の漁獲抑制の推奨等、我が国提案の内容が保存管理措置に追加されるとともに、令和元年の科学委員会において一致した資源評価を得るべく作業を進めることで委員会において合意されるなど、令和元年の年次会合における漁獲上限の設定に向け大きく前進した。

また、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、10 月に、日本、北極海沿岸 5 か国（米、露、加、ノルウェー及びデンマーク）、中国、アイスランド、韓国、EU との間で署名を行い、引き続き本協定締結のための国内手続を進めた。

令和元年度目標

1 マグロ関連のものを含め、各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を引き続き主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会 (NPFC) においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について、我が国の立場が反映されるよう努める。

2 7 月に予定している商業捕鯨の再開に向け、二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、我が国の今後の捕鯨政策について、捕鯨支持国だけでなく反捕鯨国にも丁寧な説明し理解を求め、今後の商業捕鯨が円滑に行われるよう国際環境を整える。また、引き続き鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。

3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と資源管理のための協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。

4 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業について、平成 29 年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ、地域漁業管理機関 (RFMO) での IUU 漁船リスト作成など、IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。また、南インド洋漁業協定 (SIOFA) における公海乗船検査の保存管理措置の策定に関し、引き続き議論に積極的に貢献していく。

さらに、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、引き続き締結のための国内手続を進め、本協定の早期発効に向け貢献していく。

施策の進捗状況・実績

1 大西洋クロマグロについては、令和元年の大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の年次会合において、対象魚種の拡大などに関する条約改正条文の採択とともに、メバチなどの熱帯マグロの総漁獲許容量 (TAC) を通減させる決定に貢献した。太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 北小委員会において、日本から、資源の回復目標の達成率を一定以上維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案し、増枠は決定されなかったものの、漁獲上限の未利用分に係る翌年への繰越率を現状の 5% から 17% へ増加させること、また、台湾からの通報により大型魚の漁獲上限を台湾から日本へ 300 トン移譲することを可能とする保存管理措置の改正が採択された。サンマについては、北太平洋漁業委員会 (NPFC) 第 5 回委員会会合において、日本主導で、令和 2 (2020) 年漁期における NPFC 条約水域 (公海) での TAC を 33 万トンとする漁獲量規制や、各国が令和 2 年の公海での漁獲量が平成 30 年の実績を超過しないことが初めて決定された。

2 日本は、7 月に捕鯨業を再開した。日本の立場に関する国際社会の理解を深めるべく、政府として、捕鯨についての正確な情報提供や主要海外メディアへの投稿 (3 件) 等の機会を通じ、戦略的

な発信に取り組んだほか、首脳会談や外相会談、東カリブ漁業大臣会合等の様々な外交機会を捉えて働きかけを行った結果、国際世論の反応は比較的落ち着いたものとなっている。日本は、鯨類資源の持続可能な利用及び適切な管理に必要な科学的情報を集める目的で、長年にわたり鯨類科学調査を実施してきたが、国際捕鯨取締条約脱退後も、国際機関と連携しながら、国際的な海洋生物資源管理に協力するという方針の下、5月の国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会において、南極海鯨類資源調査（JASS-A）やIWCとの共同目視調査（IWC-POWER）などを実施する計画を提出し、同委員会から支持を得た。

3 ニホンウナギについては、4月、日本主導の非公式協議において、資源管理措置に対する科学的な助言を行うことを目的とした科学者会合を定期的に開催することや、国際取引におけるトレーサビリティ（追跡可能性）の改善に向け協力することが、日本、韓国及び台湾の間で確認された。

4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業への早急な対策が国際社会として強く求められている中、日本はIUU漁業対策への取組を強化すべく、G20大阪サミットの首脳宣言において、日本のイニシアティブにより、「IUU漁業に対処する重要性を認識」することの言及を盛り込んだ。また、日本は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置を採ることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」への加入を促すべく、11月の第74回国連総会における持続的な漁業決議非公式作業部会において同協定への加入を要請する旨の追記を主導した。さらに、南インド洋漁業協定（SIOFA）における公海乗船検査の保存管理措置策定に関し、議論に積極的に貢献し、7月、これを採択することができた。NPFCにおいて、我が国の提案に基づきIUU漁船リストに6隻が追加された。

中央北極海では、日本は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結についての国内手続きを経て、受諾書を7月に、10か国・機関中、4番目にカナダ政府に寄託し、同協定を締結した（交渉参加全10か国・機関の締結により発効。令和2年3月現在、未発効。）。

令和2年度目標

1 各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を引き続き主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について、我が国の立場が反映されるよう努める。

2 捕鯨業が円滑に行われる国際環境を整えるため、5月に開催される国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会及び9月に開催されるIWC総会にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、IWC総会において議論が反捕鯨・鯨類保護に偏ったものとならないよう、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化・勢力拡大を図る。

3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と資源管理のための協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。

4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、平成29年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ、地域漁業管理機関（RFMO）でのIUU漁船リスト作成など、IUU漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。

さらに、日本が締結した中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、未締結の国に対しても早期の参加・締結を呼びかけていくとともに、発効後に備えた署名国による会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

1 大西洋クロマグロについては、近年の資源量の回復を受けて総漁獲可能量が増加してきたが、令和2年の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の年次会合が中止になったことを受けて行われた電子メールでの協議において、令和2年の総漁獲可能量を令和3年も維持することが決定された。

また、地中海におけるまぐろ類の漁獲に関連して日本が平成9年から参加していた地中海漁業一般委員会（GFCM）に関し、日本は、令和2年10月31日をもって脱退した。

太平洋クロマグロについては、令和2年の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、親魚資源量の回復などの科学的知見を踏まえ、日本から、令和元年に続き、資源の回復目標についての一定以上の達成率を維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案した。一部の慎重な意見により、増枠は決定されなかったものの、漁獲枠の未利用分に係る繰越率の上限を、漁獲枠の5%から17%へ増加す

る措置、及び小型魚の漁獲枠の大型魚の漁獲枠への振替を可能とする措置の1年延長が採択された。サンマについては令和2年に過去最低の漁獲量を記録したことで、更なる資源の減少及び持続可能な漁業の重要性に改めて高い関心が寄せられた。そのような中、令和3年2月、北太平洋漁業委員会第6回年次会合が開催され、令和3年及び令和4年のサンマの総漁獲枠を現状から約40%削減する措置が合意された。

- 2 捕鯨については、令和元年度に引き続き、日本の立場に関する国際社会の理解を得るべく、各国政府に対して丁寧な説明や働きかけを実施した結果、国際世論の反応は比較的落ち着いたものとなっている。日本は、国際捕鯨取締条約（ICRW）脱退後も、国際的な海洋生物資源の管理に協力するという方針の下、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献してきている。9月に開催される予定だったIWC総会は、令和3年9月に延期となったが、5月に開催された国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会にはオブザーバーとして参加し、南極海鯨類資源調査（JASS-A）及びIWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査（IWC-POWER）の実実施計画を提出し、同委員会から支持を得たほか、調査結果や捕獲情報などを提供した。また、令和3年3月に開催された北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）第28回協議会にオブザーバー参加し、日本における捕鯨の実態やそれを通じて得られた科学的データ等を提供した。
- 3 ニホンウナギについては、6月に開催された日本主導の非公式協議において、令和元年に引き続き、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、国際取引におけるトレーサビリティ（追跡可能性）の改善に向け協力することが、日本、韓国、台湾の間で確認された。
- 4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業については、令和元年のG20大阪サミットの首脳宣言において、IUU漁業対策の重要性が明記されたことなどを受け、日本は、9月の第75回国連総会「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議などの場を通じ、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置を採ることについて規定する違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）への加入を未締結国に対して働きかけた。

中央北極海では直ちに商業的な漁業が行われる状況ではないが、地球温暖化による一部解氷を背景に、将来的に漁業が開始される際に無規制な操業が行われることが懸念されたことから、平成30年10月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関により「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」が署名され、令和2年度においては、条約発効のための各国における締結手続きが進展し、令和3年3月末現在、10か国中、中国を除き、日本を含む9か国が同協定を締結した。日本としては、関連会合に出席しつつ、中国の締結に向けた情報収集及び各国による働きかけを継続している。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標3-4：資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

注：出席実績は施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが、各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、本指標は、令和元年度で設定を終了し、令和2年度から参考指標とした。

	中期目標値		平成30年度		令和元年度		平成30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値		
	—	50	60	60	58	b	

測定指標3-5：地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

注：出席実績は施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが、各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、本指標は、令和元年度で設定を終了し、令和2年度から参考指標とした。

(注)平成30年度から、捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	中期目標値		平成30年度		令和元年度		平成30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値		
	—	24	28	24	18	b	

参考指標1：資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への

出席件数				
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
			58	57

参考指標 2：地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数				
(注) 捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
			18	18

評価結果(個別分野 3)

施策の分析

【測定指標 3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 ＊】

我が国及び世界の資源・エネルギーの安定確保については、平成 30 年度から令和元年度においては、世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きている中、主要な国際機関を積極的に活用することを通じて、我が国への資源・エネルギーの安定供給につながる取組を強化できた。特に平成 31 年 1 月からは、大江経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部特命全権大使が日本人として 24 年ぶりに IEA 理事会議長を務め、我が国の立場との整合性を確保しつつ世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を主導した。また、平成 30 年 10 月に IEA のファティ・ビロル事務局長が訪日し、河野外務大臣への表敬を行い、エネルギー安全保障分野における日本と IEA との一層の関係強化を確認することができたことは、我が国のエネルギー安全保障強化の観点から有益だった。令和 2 年度においては、新型コロナウイルスの影響により世界のエネルギー需要の大幅減に伴い、原油の上流への投資が大幅に減少した。この状況はコロナ禍からの経済の回復局面におけるエネルギー需要に供給が追い付かないことが危惧されることから、我が国として新型コロナで財政的困難に直面しているエネルギー生産国等支援として 6.3 億円を拠出した（第三次補正予算）。また、我が国として 2050（令和 32）年までの脱炭素社会の実現を表明し、再生可能エネルギー分野での外交的取組の一層の推進が求められるなか、令和 3 年 1 月の第 11 回 IRENA 総会において、鷲尾外務副大臣から、カーボンニュートラルへの道筋と再生可能エネルギー大量導入に向けた課題と我が国の取組に関するスピーチを行い、技術とイノベーションの必要性と途上国の脱炭素化のための支援の重要性を指摘することに加え、蓄電池やモーター等に使用される鉱物資源の確保の重要性という新しいトレンドについても指摘を行い、エミレーツ通信社から取材を受けた。カーボンニュートラル実現のため、日本が再生可能エネルギーの発展と課題を多層的に検討していることを広報する観点で有意義であった。（平成 30・令和元年度：資源問題への対応（達成手段①））

【測定指標 3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化】

我が国及び世界の食料安全保障の強化については、平成 30 年度及び令和元年度においては、穀物が豊作傾向であり市況も安定した状況下で、我が国が議長国を務めた G20 や TICAD 7 などを通じた議論の進展や食品ロス削減などの取組を通じて、また、邦人職員増強に向けたキャリアセミナーでは、専門分野が異なる複数の専門家に登壇頂き、参加者に幅広い情報を提供し、国際的な協調及び国際機関を通じた食料安全保障の強化を図ることができた。令和 2 年度においては、新型コロナウイルスの影響によって、世界の貿易・物流に混乱が生じ、一部の国で穀物の輸出制限が実施されるなどの影響が生じた。これを踏まえ、各国際機関で食料サプライチェーンの維持を求める声明の発出や、主要な穀物等の貿易や流通上の支障についての情報共有を図ること、各国において食料・農業関係を優先分野とする政策を展開するなどにより、影響の緩和が図られたところであり、我が国としても、令和 2 年 6 月の IGC 理事会において食料サプライチェーンを維持するための方策を提言したことや、G20 を始めとする各種会合において積極的に議論に貢献できたことは、食料安全保障の観点から有意義だった。結果的に我が国への食料の供給には大きな混乱が生じなかったところであるが、今後も感染拡大を含む様々なリスクを注視し的確に対応を図っていく必要がある。（平成 30・令和元・2 年度：国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化（達成手段②））

【測定指標 3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保】

平成 30 年度から令和元年度にかけて、まぐろ類の各種保存管理措置等については、太平洋クロマグロの漁獲枠の増加について議論が難航したものの、おおむね各種保存管理措置については進展が見ら

れ、特に大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては、令和元年度の年次総会において、対象魚種の拡大などに関する条約改正条文の採択が実現した。平成 24 年に同委員会によって条約改正作業部会が設置されて以降、日本として条約改正に向けた議論に積極的に参加したことによって、条約区域内のまぐろ類等の長期的な保存及び持続可能な利用に貢献し、より安定的かつ合理的な漁獲につながる条約改正の実現を前進させることができた。

また、北太平洋漁業委員会（NPFC）においても、令和元年度の年次会合において、日本主導でサンマの漁獲量規制が初めて導入することができたことは、日本近海における海洋生物資源の資源管理を大きく前進させた観点からも意義が大きい。また、令和 2 年度の年次会合においてサンマの漁獲枠の縮減が国際的に合意されたことは、サンマ資源の回復に向けた一定の前進と考えられる。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響で、令和 2 年度は大半の各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会がオンラインでの開催（ICCAT は年次会合が中止）となり、死活的に重要な議題に限定された中、令和 2 年度末に効力の期限を迎える保存管理措置は、令和元年度と同じ内容を延長する等の措置を採るなど、コロナ禍においても国際的な資源管理が後退しないよう対処できた。（平成 30・令和元・2 年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（達成手段③））

また、各地域漁業管理機関の各種保存管理措置や分担金負担の現状を踏まえつつ、日本は令和 2 年 10 月 31 日に GFCM を脱退した。これにより地域漁業管理機関への財政面を含む我が国の関与を一層効率化することができた。

捕鯨については、平成 30 年 12 月、日本は ICRW からの脱退を決定し、翌令和元年 6 月の脱退後、同年 7 月に大型鯨類を対象とした捕鯨業が再開した。この間、政府として、二国間及び多国間会合の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用に対する IWC 加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで説明や働きかけを行った。これらの結果、国際世論の反応は落ち着いたものとなっており、捕鯨業が持続可能な形で円滑に行われるよう国際環境を整えるという目的はおおむね達成されている。（平成 30・令和元・2 年度：鯨類の持続可能な利用に関するセミナー（達成手段④）、平成 30 年度：シー・シェパード対策に係る委託調査（達成手段⑥）、令和元・2 年度：捕鯨問題に係る委託調査（達成手段⑥）、平成 30・令和元・2 年度：捕鯨問題に関する理解促進のための事業（達成手段⑧））

ニホンウナギについては、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、韓国及び台湾との非公式協議において、例年設定しているうなぎの稚魚の養殖池への池入れ量の上限設定を確保できていることに加え、令和元年度には、資源管理措置に対する科学的な助言を行うことを目的とした定期的な科学者会合の開催が決定されるなどの進展が見られた。（平成 30・令和元・2 年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（達成手段③））

違法・無報告・無規制（IUU）漁業については、日本が議長を務めた令和元年 G20 大阪サミットの首脳宣言において、日本のイニシアティブにより、「海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU 漁業に対処する重要性を認識」することが明記されたことは、国際社会に向けて IUU 漁業対策の必要性を明示的に発信した観点で意義深く、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）や中央北極海無規制公海漁業防止協定等の国際的枠組みの拡大や実施に向けた後押しができたものとする。（平成 30 年度：IUU 漁業対策に関する協議（達成手段⑨）、令和元・2 年度：アジア太平洋地域の IUU 漁業対策に関する協議（達成手段⑨））

【測定指標 3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数】

平成 30 年度及び令和元年度については、IEA については計 52 回、IEF については 1 回、ECT については計 41 回、IREAMA については計 6 回国際会議に出席し、我が国のエネルギー政策を踏まえ、国際機関における資源・エネルギーに関する議論に積極的に関与した。令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大のため会合がキャンセルされるなどしたため目標値に届かなかったが、IEA や IRENA などの会合を通じてエネルギー安全保障の強化について貢献できた。（平成 30・令和元年度：資源問題への対応（達成手段①））

【測定指標 3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数】

平成 30 年度・令和元年度も、海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保のため、地域漁業管理機関の年次会合等へ積極的に出席した。特に、WCPFC、ICCAT 等、我が国にとって重要な水産資源であるマグロ関連の地域漁業管理機関については、多くの年次会合に参加し、我が国の立場を踏まえて議論に積極的に参加した結果としてほとんどの場合に保存管理措置が採択に至ったことは、持続可能な利用に向けた国際協調及び国益確保の両立の観点から有益だった。また、令和元年度は出席回数は年度目標に届かなかったものの、NPFC において日本が提案したサンマの国際的な漁獲上限の設定を含

む保存管理が初めて採択されたことは、北太平洋公海における資源管理上、大きな進展であり、関連会合の出席を通じた日本の入念な説明及び働きかけが功を奏した。(平成30・令和元年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国は、エネルギー・鉱物資源・食料という国民生活の基礎を成す資源の多くを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的な外交目標の一つである。また、我が国は水産物輸入国であると同時に、世界有数の漁業国でもある。

こうした中、国際エネルギー情勢は近年地殻変動とも言うべき大きな変化を遂げており、我が国へのエネルギーの安定供給確保を引き続き第一命題としつつも、グローバルなエネルギー上の課題の解決に貢献することは我が国自身のエネルギー安全保障の強化にもつながる状況となっている。世界経済に甚大な影響を与えた新型コロナウイルスによりエネルギー需給を含めた持続可能な社会構築に向けて世界が一斉に舵を切ろうとしている令和2年以降の状況において、日々変化しているエネルギーを巡る情勢変化を見極めた上で、今後日本と世界の資源安全保障の強化に一層取り組む。また、世界のエネルギー情勢が大きく変化中、各国のエネルギー需給構造をより安定化・効率化するためには、一国での取組だけでなく、多国間及び二国間のエネルギー協力を戦略的に組み合わせつつ、国際的な協力を拡大することが重要となることに留意の上、取組を進めていく。

鉱物資源については、新興国を中心とした世界的な資源需要の増大、資源国における不安定な治安・情勢や資源ナショナリズムの台頭等を引き続き注視しつつ、経済がグローバル化する中、世界全体として適切に供給が確保されるよう協力を進める必要があることに加え、レアアースを含め、さらに我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給に向け、戦略的な資源確保、供給源の多角化促進、サプライチェーン強化に向けた国際協力の推進が重要になってくると予想されるため、対話や具体的な協力を積み重ねることにより、サプライチェーンの強靱化に向けた取組を進めていく。

食料については、中長期的には世界的な人口増加により食料需要が一層増える見通しであることや、大国間の対立といった世界情勢の変化による食料流通の不安定化、新型コロナの影響による輸出規制や需給バランスの乱れなど、食料安全保障をめぐる予断できない状況があることを踏まえ、日本と世界の食料安全保障の強化を図っていく必要がある。

なお、出席実績は、施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが、各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、令和2年度から指標3-4及び3-5は参考指標とした。

【測定指標】

3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

資源・エネルギーについては、シェール革命による米国等のエネルギー輸出国としての台頭、アジアの新興国のエネルギー需要増のけん引、各国の持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組の加速等、世界のエネルギー需給構造に大きな地殻変動が起きていることを踏まえ、国際機関や多国間の枠組みにおける議論への参加・貢献や、専門官制度・在外公館戦略会議等を通じた情報共有・連携体制を強化することは、我が国及び世界における資源・エネルギーの安定供給確保を実現する上で重要である。エネルギー安全保障を始め、気候変動対策、脱炭素社会実現に向けたエネルギー転換、エネルギーアクセス向上などの目的に貢献すべく、引き続き、国内外において再生可能エネルギーや省エネに係る取組を一層強化し、我が国の優れた技術・知見の普及促進に向けた対外発信を進めていく。また、重要鉱物資源の安定的な確保に向けた国際的な協力関係の構築に向けた外交活動を一層強化する。同時に、これらの取組の基礎となる情報収集・分析を引き続き強化するとともに、供給途絶のような緊急事態対応への対応能力強化も進めていく。

3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

食料については、中長期的には世界的な人口増加により食料需要が一層増える見通しであること、飢餓人口が平成27年から増加傾向にあり、新型コロナの影響による混乱も生じていることを踏まえ、より持続可能で強靱な食料システムを構築することを通じ、日本と世界の食料安全保障の一層の強化を図っていく必要がある。引き続き、多国間の枠組み等での議論に積極的に参加し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析の強化に取り組んでいく。

3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関(RFMO)の年次会合を始めとした、様々な国際会議等の場にお

ける国際的協力に引き続き貢献する観点で、新型コロナウイルス感染拡大等による後退要因の影響は免れないながらも、次期目標の設定に当たり、基本的には、従来目標を大きく変更することなく一貫した取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
食料安全保障
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/index.html)
漁業
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fishery/index.html>)
捕鯨
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/fsh/page25_001544.html)
- ・令和2年版外交青書（外交青書2020）
第3章 第3節 経済外交
- ・「我が国の経済外交2020」（外務省経済局編（2020年）日本経済評論社）
- ・水産庁ホームページ
「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第17回年次会合」の結果について（令和2年12月15日）
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/201215.html>)
「北太平洋漁業委員会（NPFC）第6回年次会合」の結果について（令和3年2月25日）
(https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/210225_1.html)

個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力を積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APECの首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）
 - I 10. 海外の成長市場の取り込み
- ・ 第198回国会外交演説（平成31年1月28日）
- ・ 第198回国会施政方針演説（平成31年1月28日）
 - 五 戦後日本外交の総決算（世界の中の日本外交）
- ・ 第200回国会所信表明演説（令和元年10月4日）
 - 四 外交・安全保障（自由貿易の旗手）
- ・ 第201回国会外交演説（令和2年1月20日）

測定指標 4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標（一年度）

G7及びG20サミットに日本の考え方を反映させた形で成功裏に実施し、日本の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。

平成30年度目標

- 1 G7シャルルボワ・サミット（G7外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、G7メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 G20ブエノスアイレス・サミット（G20外相会合を含む）においては、成長戦略の策定等の日本の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。
- 3 日本が令和元年のG20サミットの議長国となることを踏まえ、平成30年の議長国であるアルゼンチンを含む他の参加国との緊密な連携を通じ、議長国として世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するために、我が国が目指す具体的成果の実現に向けて、準備を進めていく。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪ならではの魅力を世界に向けて発信する機会となるよう努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月8日及び9日、カナダにおいてG7シャルルボワ・サミットが開催された。サミットでは、ルールに基づく国際秩序の促進、保護主義との闘いの継続、ルールに基づく国際貿易体制の重要性を確認するとともに、公平な競争条件を促進するための様々な措置について一致し、これらの議論を踏まえ、G7シャルルボワ首脳コミニケが発出された。安倍総理大臣は、国際社会に平和と安定をもたらすのは個人の自由な発想と活動を保証する自由、民主主義、人権、法の支配といったG7が共有する普遍的価値に他ならず、国際社会のけん引役としてG7がこれまで以上に役割を果たしていくべき旨力強く訴えるとともに、イノベーションと雇用、貿易、北朝鮮、ジェンダーなどに関する議論を主導した。また、4月22日及び23日、トロント（カナダ）においてG7外相会合が開催され、北朝鮮情勢、中東情勢、海洋安全保障、テロ・暴力的過激主義等の重要課題につき、胸

襟を開いた意見交換を行い、G7外相コミュニケ等を発出した。河野外務大臣は、国際情勢が目まぐるしく変化する中、ルールに基づく国際秩序のけん引役としてのG7の連帯を確認し、力強いメッセージの発出に向けて議論を主導した。

- 2 11月30日及び12月1日、アルゼンチンにおいて、「公正で持続可能な開発のためのコンセンサスの構築」という主要テーマの下、G20ブエノスアイレス・サミットが開催された。貿易関係の緊迫化や新興国経済のぜい弱性等のリスクに直面する中で、いかにG20の結束を維持し、経済成長を強化していくか等、首脳間で率直な意見交換が行われ、成果文書としてブエノスアイレス首脳宣言が採択された。同首脳宣言の採択に当たり、日本は、リトリート（G20メンバー及びスペインの首相のみが参加したセッション）及び世界経済のセッションでリードスピーカーとして首脳間の議論をけん引するとともに、G20内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与した。我が国は、ブエノスアイレス・サミット終了後からG20議長国を務めることから、閉会セッションにおいて、安倍総理大臣から令和元年6月のG20大阪サミットを見据えた、優先課題の打ち出し、次期議長国としての意気込みを発信し、各国首脳から賛同を得た。
- 3 令和元年6月28日及び29日のG20大阪サミット開催に向け、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長のけん引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、シェルパ会合を始めとする準備会合を開催した。おもてなしの精神、開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信すべく、食事、広報展示、各種行事等について、各省庁・地方自治体を始めとする関係機関と緊密に連携・調整を進めた。

令和元年度目標

- 1 G7ビアリッツ・サミット（G7外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、G7メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 G20大阪サミットにおいては、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長のけん引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、参加国・国際機関と積極的な意見交換を行う。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信する機会として活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月24日から26日にかけて、フランスにおいてG7ビアリッツ・サミットが開催された。議長のマクロン大統領が掲げた「不平等との闘い」のテーマの下、G7の中心的イシューである、世界経済・貿易や外交・安全保障に関するG7首脳間の率直な議論、そして、アフリカ、環境、デジタル化といった議題については、アウトリーチ国や国際機関、市民社会の参加も得て、多角的な視点から意見交換を行い、成果文書として、G7首脳が合意した事項を簡潔にまとめた「G7ビアリッツ首脳宣言」等を発出した。安倍総理大臣は、国際社会のけん引役として、自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値を共有するG7が結束し、日本が議長を務めたG20大阪サミットの成果の上に、下振れリスクに対する機動的対応を含む世界経済の成長、自由貿易の推進、気候変動といった地球規模課題、北朝鮮やイランといった外交・安全保障上の課題についてもG7首脳間の率直な議論をリードした。また、4月5日及び6日、ディナール（フランス）においてG7外相会合が開催され、日本からは河野外務大臣が出席した。本会合では、北朝鮮や中国を始めとする地域情勢に加え、女性、海洋安全保障、サイバー、軍縮・不拡散等の国際社会の喫緊の課題について意見交換を行い、G7外相会合共同コミュニケ等を発出した。
- 2 6月28日及び29日、大阪にて安倍総理大臣の議長の下で、G20大阪サミットを開催した。日本が初めて議長国を務めたG20サミットでは、G20メンバー国に加えて、8つの招待国、9つの国際機関の代表が参加し、国内で開催した史上最大規模の首脳会議となった。主要国のリーダーたちが一堂に会する中、今般のサミットでは、互いの共通点を見出し、主要な世界経済の課題に団結して取り組んでいく姿を打ち出すことができた。また、グローバル化による変化への不安や不満の声があがる中で、議長国としてリーダーシップを発揮し、自由、公正、無差別な貿易体制の維持・発展の重要性、データの自由な流通を含むデジタル経済におけるルール作り、海洋プラスチックごみ対策の「ビジョン」の共有、女性のエンパワーメントを始めとする諸課題について、「大阪首脳宣言」を通じて、G20として一致して力強いメッセージを発信できた。安倍総理大臣は議長として、「世界経済・貿易・投資」、「イノベーション（デジタル経済・AI）」、「格差への対処、包摂的かつ持続可能な世界」、「気候変動・環境・エネルギー」をテーマとした各セッションで、議論を積極的に主導した。

同時に、大阪サミットは、いわゆる「パブリック・ディプロマシー」の一環として、日本の魅力

を世界に発信する重要な機会にもなった。参加する首脳陣に対するおもてなしや、日本食材や文化の紹介を通じ、日本に対する国際的な理解や信頼につながった。例えば首脳夕食会やワーキング・ランチでは、多様な文化的背景の賓客に楽しんで頂ける、「世界基準の日本料理」を提供した。食材については、地元関西産をふんだんに活用しつつ、震災からの復興途上にある被災地産食材を取り入れることにより、日本産食品の魅力や安全性のPRにも努めた。さらに、各国首脳夫妻一人一人のニーズに応えた、きめ細かいおもてなしを行った。首脳夫妻の嗜好やアレルギー、宗教などを調査し、ハラル食を始めとする多様なメニューを提供したほか、卓上のメニュー表記を全首脳夫妻の母国語に翻訳し、ゆっくりと食事を楽しんで頂けるよう努めた。また、日本各地からの選りすぐりのパトラーの方々による精緻を極めたサービスも、参加者から好評を得た。夕食会に先立って開催された文化行事では、各国首脳夫妻は、「日本の伝統と多様性」をテーマとした演目を鑑賞した。このほか、大阪サミット会場内の国際メディアセンターには、政府広報展示ブースを設置し、サミットの議題と連動する展示カテゴリー毎に、日本の革新的技術を紹介した。また、ライブキッチンでは、大阪名物の試食や日本酒の試飲を提供した。こうした体感型の広報を通じて、主に大阪サミットの取材のために来日した外国メディアには、日本の魅力をよりよく理解してもらうことができた。

- 3 また、令和2年3月16日にG7首脳会議、同月25日にG7外相会議、同月26日にG20首脳会議が、それぞれ初めてテレビ会議方式にて開催され、新型コロナウイルス感染拡大への対応等について意見交換を行った。

令和2年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に対応すべくテレビ会議が重ねて実施されている現状を踏まえ、米
国議長国下のG7サミット（G7外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、G7として新型コ
ロナウイルス感染拡大に協調して効果的に対応することに加え、G7メンバー国との信頼関係の醸成
及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 新型コロナウイルス感染拡大に対応すべくテレビ会議が実施された現状を踏まえ、サウジアラビ
ア議長国下のG20サミットにおいては、トロイカとして、議長国のサウジアラビアとの緊密な連携
を通じ、G20として新型コロナウイルス感染拡大に協調して効果的に対応することに加え、令和元
年の日本議長国下の成果を具体化し、世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信す
るべく、参加国・国際機関と積極的な意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月16日に開催されたG7首脳テレビ会議では、ワクチン・治療薬の開発、開発途上国支援の重
要性などについて一致した。安倍総理大臣は、治療薬の開発及び普及、医療体制・保健システムの
ぜい弱な国への支援、危機に関する支援や情報の国際的な共有、世界全体の感染症予防体制強化や
危機に強い経済の構築などについて発言した。また、令和2年3月25日に開催されたG7外相テレ
ビ会議に茂木外務大臣が出席し、新型コロナウイルスへの対応について、3月16日のG7首脳テレ
ビ会議の議論を踏まえG7の外相間でも連携を確認した。特に、茂木外務大臣から日本の取組や教
訓を紹介しつつ、教訓・知見の共有、水際対策における関係国間での連携、治療薬やワクチンの開
発における官民の取組強化や国際協力、各国国民安全確保や人・モノの移動のための必要最低限の
輸送手段の確保に向けた協議、感染拡大が懸念される途上国支援におけるG7のイニシアティブが
重要であると発言し、G7での共通の認識を確立した。また、同会合では、北朝鮮や中国を始めと
する地域情勢についても意見交換を行った。

令和3年2月19日には、英国議長国下で初となるG7首脳テレビ会議が開催され、新型コロナに
対するワクチンの公平な普及、将来の感染症への備えに向けた国際協力等について活発な意見交換
を行った。またG7首脳間で、ポスト・コロナの国際秩序づくりにおけるG7の連携が確認された。

- 2 9月3日に開催されたG20臨時外相テレビ会議では、新型コロナ対応に係る知見・経験を共有し、
国際的な人の移動の再開に向けた国際協力の在り方につき、議論を行った。11月21日及び22日に
テレビ会議形式で開催されたG20リヤド・サミットでは、「感染症との戦い及び成長と雇用の回復」
及び「包括的、持続可能で強靱な未来の構築」を議題として議論が行われ、その総括として、G20
リヤド首脳宣言が発出された。菅総理大臣は、G20として、新型コロナへの対応、世界経済の回復、
国際的な人の往来の再開、さらにはポスト・コロナの国際秩序作りを、国際社会において主導して
いくとのメッセージを明確に発信すべきと述べ、首脳間の議論をリードした。保健分野については、
ワクチン・治療・診断への公平なアクセスの確保のための国際的枠組みへの貢献や、ユニバーサル・
ヘルス・カバレッジ（UHC）の重要性が確認された。貿易については、多角的貿易体制はかつてなく
重要であること、WTO改革への政治的な支持、サプライチェーンの持続可能性及び強靱性を高める
必要性などを確認した。デジタル化については、デジタル技術が新型コロナ対応において鍵となる

役割を果たすとした上で、「信頼性のある自由なデータ流通」(DFFT)の重要性を認識した。さらに、人の移動を促進する具体的な方法を探求することで一致した。気候変動への対応や地球環境の保全、資源・エネルギーの持続可能な利用といった課題に関しては、パリ協定を含む国際的な取組に言及した。また、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の作業を前に進めることやSDGsの実施に貢献していくことも確認された。また、菅総理大臣は、人類がウイルスに打ち勝った証として2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する決意を強調し、その結果、首脳宣言には、人類の力強さとウイルスに打ち勝つ世界の結束の証として、令和3年、同競技大会を主催するという日本の決意を称賛することが明記された。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：s

測定指標4-2 OECDにおける我が国の貢献

中期目標(一年度)

OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

平成30年度目標

- 1 平成30年度OECD閣僚理事会(「多国間主義」について議論)において、質の高いインフラの国際スタンダード化に向けた作業の推進や、公平な競争条件の確保(多角的貿易体制の維持・強化、過剰生産能力問題等)等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。
- 2 OECDの知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しするため、引き続き、東南アジア地域プログラム(SEARP)を推進していく。SEARP前共同議長、また、平成30年3月のSEARP閣僚会合で立ち上げたビューロー(共同議長の補佐役)のメンバーとして、新議長国(韓国及びタイ)をサポートし、SEARPの更なる活性化を促進する。また、SEARPやタイ国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な加盟への関心を喚起する。これらの取組を通じて、東南アジアが加入するOECD法的文書(legal instruments)の件数を平成29年末の50から55以上に増加させる。
- 3 OECDにおける日本人職員の採用拡大に向けた取組を強化し、全職員数に占める日本人職員(専門職以上)の割合について、直近過去5年間の最高水準(4.62%)を超える水準まで増加させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 OECD閣僚理事会(5月、外務省からは岡本外務大臣政務官が出席)において、日本から、保護主義との闘いや不公平な競争条件への対応の重要性、質の高いインフラの国際スタンダード化の重要性等について強調し、同理事会の成果文書として、日本の主張が反映された「議長声明」が発出された。
- 2 平成31年3月にパリで開催されたSEARP地域フォーラムにおいては、同フォーラムの重要性に鑑み、外務省から政務レベル(山田外務大臣政務官)が参加し、東南アジアの連結性に関し、OECDによる、質の高い政策提言や勧告、政策対話の場の提供といった支援の重要性や、「質の高いインフラ」の促進を含む日本のこれまでの取組を発信した。
東南アジアの国々に対しては、OECDが関与を強化する中、日本としてもSEARPを通じた支援を行っているが、東南アジアが加入するOECD法的文書は、平成30年末時点で50である。
- 3 日本人職員の増強については、目標値(4.62%)には至らなかった(平成30年度は4.34%、JPOを含む)ものの、日本人職員の増強の必要性について、政務レベルから累次の機会にOECD側に協力を要請する(例：山田外務大臣政務官とグリアOECD事務総長との会談(平成31年3月))とともに、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組の改訂について、OECD側と調整を進めた。なお、OECD事務局において、平成2(1990)年以降、日本人が事務総長に次ぐ事務次長職を務めており、貿易、農業、金融、企業、環境、租税分野等の担当次長として、OECDの各種活動を牽引した。また、農業、租税、貿易、環境、対外関係(東南アジア)等の分野において、日本人職員がOECDの分析・調査活動や報告書作成に貢献した。

令和元年度目標

- 1 令和元年日本が議長国を務めるG20プロセスも踏まえつつ、令和元年OECD閣僚理事会(「デジタ

ル化」が主たるテーマ)において、データ・ガバナンス、貿易、質の高いインフラ等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

- 2 OECDの知見を活用し、我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム(SEARP)を推進していく。また、SEARPや国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的なOECD加盟への関心を喚起する。
- 3 OECDにおける日本人職員(専門職員以上)の割合の到達目標を、4.62%(直近過去5年間の最高値)として、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組みを改訂するなどの取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 OECD閣僚理事会(5月、外務省からは河野外務大臣が出席)において、日本から、データの自由な流通の促進、質の高いインフラ投資の国際スタンダード化、自由で公平な貿易の維持・強化、その前提となる公平な競争条件の確保・市場歪曲の措置の除去等の重要性、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化のためのWTO改革に関する問題意識・立場等を主張した。成果物として、これらの日本の主張の多くが反映された「議長声明」が発出された。これらは日本が議長国を務めるG20の優先課題であり、閣僚理事会の後に続くG20関連会合、G20大阪サミットに向けて弾みをつける上で、OECDにおいて日本の考え・立場を高いレベルで発信した。
- 2 OECD閣僚理事会において、河野外務大臣から、東南アジア諸国の将来的なOECD加盟を見据えた関係強化の重要性について発信した。また、9月のSEARP運営グループ中間会合において、SEARPのビューロー及び前共同議長として議論に積極的に貢献したほか、12月、アジア太平洋地域のインフラプロジェクトにおける反腐敗をテーマとする会議の開催を支援する等、関連会合への参加や財政面の支援等を通じて、SEARPやOECDと東南アジア諸国との政策対話を強力に後押しした。東南アジア諸国の側でもOECDの知見の活用が進みつつあり、東南アジア諸国が加入するOECD法的文書は、令和元年末時点で54と、前年比で着実に増加した。
- 3 日本人職員の増強については、令和元年度の実績は4.64%(JPOを含む)であり、目標値(4.62%)を達成した。令和元年度を通じて、日本人職員の増強の必要性について、政務レベルから累次の機会にOECD側に協力を要請した(例:河野外務大臣とグリアOECD事務総長との夕食会(4月)、阿部外務副大臣とラモスOECD事務総長首席補佐兼G20シェルパとの会談(7月))。また、日本人職員の更なる増強に向け、既存の協力枠組みの改訂作業を了した。11月には、OECD事務局から総括局長らが訪日し、日本人職員増強に関する政府関係者との意見交換、国内大学7校ほかにおけるキャリアセミナー等を、外務省との協力の下、実施した。なお、OECD事務局において、平成2(1990)年以降、日本人が事務総長に次ぐ事務次長職を務めており、貿易、農業、金融、企業、環境、租税分野等の担当次長として、OECDの各種活動を牽引した。また、農業、租税、貿易、環境、対外関係(東南アジア)等の分野において、日本人職員がOECDの分析・調査活動や報告書作成に貢献した。

令和2年度目標

- 1 令和2年OECD閣僚理事会(持続可能な成長のための統合政策アプローチが主たるテーマ)において、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、副議長国として議論を積極的に主導する。
- 2 OECDの知見を活用し、我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム(SEARP)を引き続き推進していく。また、SEARPや国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的なOECD加盟への関心を喚起する。
- 3 OECDにおける日本人職員の採用拡大に向けた取組を着実に実施し、全職員数に占める日本人職員(専門職以上)の割合の到達目標を、直近過去5年間の最高の水準(4.64%、JPOを含む)とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 当初5月に予定されていた閣僚理事会は新型コロナウイルスの影響により延期となり、6月から9月にかけて、分野別の閣僚理事会ラウンドテーブルが3回開催され、新型コロナウイルス対策や回復に向けた政策に係る各国の知見が共有された(我が国からはそれぞれ、西村経済再生担当大臣、加藤厚生労働大臣、小泉環境大臣が参加)。10月には、コロナ危機からの回復をテーマにOECD閣僚理事会がオンラインで開催され、日本は副議長として参加し、菅総理大臣から、国際連携の重要性を強調するとともに、感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向けOECDが政策協調の場として果たす役割に期待する旨述べた上で、デジタル化や人の往来の再開に向けた日本の取組を発信した。また、鷲尾外務副大臣から、政府全体でのデジタル化の取組、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)

を踏まえたルール作りを後押しする OECD の活動の重要性、中長期的な医療・保健システム強化を含む日本の国際協力の取組を強調した。会合最後に、持続可能で質の高いインフラ促進の重要性や、DFFT によるデジタル経済の変革の可能性を活用し課題に対応することに言及した閣僚声明が発出され、日本の主張の多くが反映された。

- 2 OECD 閣僚理事会において、鷲尾外務副大臣から、OECD のアジア地域へのアウトリーチをけん引していく旨発信した。また、OECD 条約署名 60 周年記念式典では、菅総理大臣から、OECD と東南アジアを含むアジア地域への関係強化を後押ししていく旨述べた。

東南アジア諸国と OECD 加盟国との間で協力の重要性が高まる中、オンライン形式による様々な政策対話（SEARP コロナ後の経済回復に関するウェビナー（10 月）、SEARP 運営グループ会合（10 月）等）が行われ、日本は SEARP のビューロー及び前共同議長として議論に積極的に貢献した。日本は同地域からの将来的な加盟も見据えつつ、引き続き、同地域の経済統合や国内改革を後押し（インドネシア、タイ、ミャンマー投資政策レビューの実施）しており、東南アジア諸国の側でも OECD の知見の活用が進みつつある。東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書は令和 2 年末時点で 57 と、前年比で着実に増加した。

- 3 日本人職員の増強については、令和 2 年度は、目標値（4.64%）には至らなかった（令和 2 年度は 4.39%、JPO 含む）ものの、その必要性について機会を捉えて様々なレベルから OECD 側に協力を要請したほか、OECD 事務局への邦人職員応募者数の増加を目的として OECD に勤務する邦人職員をウェブ上で紹介するページ（OECD 日本政府代表部ホームページ内）を更新し、「OECD 邦人職員の声」として定期的に掲載した。（令和元年度は 4.64%、JPO を含む）なお、OECD 事務局において、平成 2（1990）年以降、日本人が事務総長に次ぐ事務次長職を務めており、貿易、農業、金融、企業、環境、租税分野等の担当次長として、OECD の各種活動を牽引した。また、農業、租税、貿易、環境、対外関係（東南アジア）等の分野において、日本人職員が OECD の分析・調査活動や報告書作成に貢献した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 4-3 APEC における諸活動への貢献

中期目標（一年度）

ボゴール目標（令和 2（2020）年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する）を節目に目標年後の APEC の在り方も見据えつつ、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。

平成 30 年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（質の高いインフラ等）や我が国にとって好ましいコミットメント（保護主義への対抗等）や提言を APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、平成 30 年度は APEC の首脳に対しアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の将来的な実現に向けた進捗状況を報告することが予定されており、高いレベルで包括的な FTAAP を追求すべく、デジタル貿易や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての言及を報告に反映させる。
- 3 APEC 議長であるパプアニューギニア（PNG）のイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」（資源部門における成長の活用）等の議論に参画する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、我が国が実施する日本プロジェクトの開催を最低 10 件以上、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を最低 1 万 2 千件以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 PNG・APEC 首脳会議に当たっては、日本としては、APEC が貿易・投資の自由化を目指す枠組みであることを強調し、APEC 全体として成果文書をまとめられるように PNG の取りまとめに早い段階から協力した。意見の収れんが見られない部分についても日本が重視する点の確保に努めつつ、合意が形成されるよう、関係国・地域間の調整に努力したが、APEC エコノミー間で、多角的貿易体制への支持、保護主義との闘い等の点で意見の収れんが見られず、最終的に議長である PNG の判断において「議長声明」として取りまとめられた。この議長声明においては、多角的貿易体制が果たしてきた貢献、WTO の機能改善、自由で、公正で、開かれた方法で貿易を前進させること、質の高いイン

フラに関する取組、構造改革の重要性、女性のエンパワーメントなど日本の主張する重要事項が盛り込まれた。

- 2 予定されていた FTAAP の進捗状況の報告については、報告内容につき参加エコノミーによる合意に至らず実施を見送った。他方で、日本は質が高く包括的な FTAAP の将来的な実現のための能力構築事業として、8月、PNG において「FTA/EPA における競争章に関する能力構築ワークショップ」を平成 29 年に引き続き実施した。同ワークショップでは、APEC エコノミーの競争政策当局や FTA/EPA 交渉の関係者間で、将来的な指針ともなり得る競争章の望ましい要素につき議論した。
- 3 PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」(資源部門における成長の活用)の一環で 8 月に行われた APEC エコノミー間の政策対話に日本からも参加した。本対話での議論を受け、APEC 首脳会議の議長声明にも資源の持続可能な利用の重要性などが盛り込まれた。
- 4 日本プロジェクトは、平成 30 年は 12 件採択(第 1 期: 8 件、第 2 期: 4 件)された。当省は「FTA/EPA における競争章に関する能力構築ワークショップ」を実施した。また、平成 30 年度の APEC ビジネストラベルカードの発行枚数は 12,149 枚(平成 31 年 3 月 28 日時点)となった。

令和元年度目標

- 1 令和元年我が国が G20 の議長を務め、APEC におけるインプットが G20 にも良い影響を与えることも踏まえ、引き続き我が国の関心事項(自由貿易、質の高いインフラ、保護主義との闘い等)を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、高いレベルで包括的な FTAAP を将来的に実現すべく、国有企業への対応や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての能力構築の取組を主導する。
- 3 APEC 議長であるチリのイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、チリ提案の「Integration 4.0」(統合 4.0)等の議論に参画する。
- 4 域内の経済技術協力(成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト)及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低 10 件以上、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を 1 万 4 千枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 5 月に開催された貿易担当大臣会合(MRT)では、APEC の WTO 支持の推進、地域経済統合の促進、デジタル時代における包摂的かつ持続可能な成長の強化等について議論が行われ、日本からは、WTO を中核とするルールに基づく多角的貿易体制は重要であり、WTO 改革も必要不可欠であり、G20 議長として議論を主導していく等のメッセージを発信した。議論の結果、日本が重視する WTO 機能改善のための行動の必要性、FTAAP に向けた取組を通じた地域経済統合推進や質の高いインフラ開発の重要性について明記した共同声明が発出された。MRT としては 4 年ぶりのコンセンサス形式での声明となり、6 月の G20 大阪サミットを後押しする成果物となった。

11 月に予定されていた APEC は、議長チリの治安等国内情勢を理由に中止となった。これを受け、12 月、シンガポールにおいて APEC 最終高級実務者会合(CSOM)が代替開催され、外務省及び経済産業省の関係者が出席した。主な成果として、日本の重点政策とも重なる、①女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ、②海洋ごみロードマップ、③違法・無報告・無規制漁業と戦うためのロードマップが承認された。

- 2 日本は質が高く包括的な FTAAP の将来的な実践のための能力構築事業として、8 月、チリにおいて「競争政策に係る FTAAP 能力構築：経済連携協定における好事例の共有」ワークショップを実施した。同ワークショップでは、平成 30 年に日本が PNG で開催したワークショップにおいて認識が共有された、FTAs/EPAs の競争章において「望ましい要素」と「選択的な要素」について、特に規制の側面からの好事例を紹介し、共通認識の深化を図るとともに、FTAs/EPAs の政策決定者及び交渉官の能力構築を支援した。
- 3 チリ提案の、第 4 次産業革命の技術を活用した連結性の強化及び地域経済統合の推進を念頭に置いた「統合 4.0」の一環で、チリが主導して「APEC グローバル・バリュー・チェーン(GVC)促進のための戦略的ブループリント 2020-2025 年」を作成する際、日本から、日本の取組である製造業関連サービスを通じて貢献していく旨を述べ、議論に貢献した。この議論を受け、5 月に実施された第 2 回貿易・投資委員会会合で、2025(令和 7)年まで引き続き GVC 促進のための各種取組を継続していくことが決定された。
- 4 日本プロジェクトは、令和元年は 12 件採択(第 1 期: 6 件、第 2 期: 6 件)された。当省は「競争政策に係る FTAAP 能力構築：経済連携協定における好事例の共有」ワークショップ及び「情報通

信技術 (ICT) と革新的な技術を活用した食品廃棄の削減」ワークショップを実施した。また、令和元年度の APEC ビジネストラベルカードの発行枚数は 9,913 枚 (令和 2 年 3 月 31 日時点) となった。

令和 2 年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項 (自由貿易、WTO 改革、質の高いインフラ等) を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書や APEC ポスト 2020 ビジョン (平成 6 年の APEC 首脳会議で決定された令和 2 (2020) 年のボゴール目標の年限を控え、ボゴール目標後の新たな長期的な目標として、令和 2 年の APEC で策定予定のもの。) に反映させる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による貿易・投資への影響及び事態収束後の経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、質が高く包括的な FTAAP を将来的に実現すべく、国有企業への対応や、産業補助金等を含む競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題について、特に経済界の視点に立った議論を主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに、我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和 2 年 APEC 議長であるマレーシアのイニシアティブ發揮に積極的に貢献する。具体的には、マレーシア優先課題のデジタル経済や、APEC ポスト 2020 ビジョン策定等の議論に参画する。APEC ポスト 2020 ビジョンの策定においては、域内の貿易・投資の自由化・円滑化を更に推進するための中長期的な目標策定を目指す。
- 4 域内の経済技術協力 (成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト) 及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低 10 件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、新型コロナウイルス感染症対策として各国・地域が実施する移動制限等も踏まえつつ、可能な範囲で 1 万枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月の APEC 首脳会議で、「ボゴール目標」後の APEC の中長期的な方向性を示す文書である、「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040 (以下「ビジョン」)」が採択された。多角的貿易体制の実現、地域経済統合の推進及びデータの流通等我が国が重視する事項に係る議論をけん引し、これらの要素をビジョンに盛り込むことができた。また、首脳宣言では、これらに加えユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、質の高いインフラ整備・投資、サプライチェーンの強靱化及び人間の安全保障に言及することができた。また、新型コロナの経済活動への影響を念頭に、ポスト・コロナ時代の投資政策の在り方を検討することを目指す APEC プロジェクトを提案し、採択されたことで、コロナ後の貿易・投資の在り方に関する議論をリードすることができた。
- 2 9 月には、当省主催の APEC プロジェクトとして、APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC) との協力の下、ビジネスの視点からの FTA/EPA における競争関連規定に関する FTAAP 政策対話をテレビ会議形式にて実施した。政策対話では、国有企業、市場歪曲的な産業補助金及び女性や零細・中小企業 (MSMEs) といった新たな要素を取り上げ、レベルプレイングフィールドの重要性に関する議論を深め、質の高い包括的な FTAAP 実現に向けた議論を推進することができた。また、上記 1 のとおり、投資政策に関する新たな当省の APEC プロジェクトが採択され、我が国が重視する次世代貿易投資課題に関する取組を進めた。このような地道な取組により、我が国の重視する、自由で開かれた、公正で、無差別的で、透明性のある、かつ予見可能な貿易・投資環境の重要性、WTO の機能の改善、多角的貿易体制の支持及び FTAAP の推進等といった論点を促進する議論の流れを作り、ひいては、首脳宣言及び閣僚声明においてこれらの論点が記載されるに至った。
- 3 デジタル経済に係る APEC プロジェクトの提案や、ビジョン策定過程における自由で開かれた貿易・投資に関する議論をけん引することで、令和 2 年の APEC 議長を務めたマレーシアのイニシアティブを積極的に後押しし、11 月の首脳会議で、2040 (令和 22) 年までの APEC の中長期的な目標であるビジョンをコンセンサスで採択することにも積極的に貢献した。また、新型コロナの拡大で予定されていた会合が延期される等により、ビジョン策定のプロセス等も遅れがちであったが、日本から、APEC としての成果が得られるよう、会合の開催形式や成果文書の策定プロセス等の面からも積極的に議長やエコノミーに働きかけ、予定どおり 11 月の首脳会議での成果文書が採択された。
- 4 日本プロジェクトは、令和 2 年は 6 件採択 (第 1 期: 3 件、第 2 期: 3 件) された。新型コロナの拡大を受け、案件実施の時期を予見することが困難になり、新たなプロジェクト形成も例年のように進まず、目標値には届かなかった。しかしながら、上記 2 のとおり、FTAAP 政策対話を 9 月にテレビ会議形式にて実施し、新たに投資政策に関する案件を実施することで、FTAAP 実現に向けた質の高いプロジェクトの推進に取り組んだ。APEC ビジネストラベルカードの発行数については、新

型コロナの拡大及び長期化の影響により、申請者数自体が一時的に減少していること、各国・地域での審査期間が長期化していること、APEC ビジネストラベルカードへの対応を含め各国・地域の水際対策が強化されていることが影響し、発行枚数は2,324枚（令和3年3月9日）にとどまったものの、国内における審査については迅速に行うことができた。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標4-4 2025年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標（令和7年度）

2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に実施していく。

平成30年度目標

2025年国際博覧会の大阪誘致を目指し、平成30年11月の開催地決定選挙に向け、国際博覧会条約（BIE条約）加盟国170か国のうち、過半数の支持を取り付けるべく、国際会議や二国間会議等の機会、更に招へいスキーム等を利用し、あらゆるレベルにおいて積極的な働きかけを実施する。

施策の進捗状況・実績

- 11月23日、パリで開催された博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本（大阪・関西）、アゼルバイジャン（バクー）、ロシア（エカテリンブルク）が立候補する2025年国際博覧会開催国選挙が実施され、日本とロシアの決選投票の結果、日本が開催国に決定された。
- 2025年国際博覧会の誘致に当たっては、立候補から約1年半の厳しい選挙戦に、政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨み、国際会議や二国間会談等の機会等を利用し、首脳レベルを含め各国要人に対して支持要請を行い、各国首都においても在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行うなど、あらゆるレベルにおいて重層的かつ積極的な働きかけを実施した。

令和元年度目標

- 平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。
- 万博特措法の成立により、大阪・関西万博の準備及び運営を担う博覧会協会が指定されるとともに、国の補助、国の職員の派遣などの支援措置が講じられていくほか、開催成功に向けて、構想の具体化が進められるところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和2年中に予定されるBIEによる我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動を開始できるよう準備を進める。その際、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）に関連する国際会議等に参加し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 国際博覧会条約の規定に基づき、国際博覧会を開催する法人を公式に認めるとともに、当該法人による開催国の義務の履行を保証するため、政府は「平成37年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を制定し（4月19日成立、5月23日施行）、この法律に基づき、5月31日、2025年の国際博覧会の準備及び運営に係る業務を実施する法人として、国・地方自治体・経済界の協力のもとに設立された、（一社）2025年日本国際博覧会協会（10月21日に公益社団法人として認定）を指定した。
- 令和2年中に予定されるBIEによる我が国の開催計画（登録申請書）の承認に向けては、令和元年12月20日、「第2回2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」が開催され、その後に開催された閣議において、2025年日本国際博覧会のBIEに対する登録申請について閣議決定されたことを受け、12月27日に登録申請書をBIEに提出した。

令和2年度目標

- 平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大

阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。

- 開催成功に向けて、構想の具体化が進められるところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和2年中に予定されるBIE総会における我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動を開始し、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）に関連する国際会議等に参加し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて内閣官房博覧会推進本部事務局、経済産業省を始めとする関係府省庁及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との間で万博への参加招請にかかる調整を行い、招請先国・国際機関の検討を行って正式参加招請活動を開始したほか、万博基本方針の閣議決定等、準備を進めた。
- 具体的には、招請に必要な各種資料を作成し、事前に在外公館への説明会等も行った上で、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、12月に開催されたBIE総会における我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に正式な参加招請活動を速やかに開始した。また、日セネガル外相会談（令和3年1月）や日米外相会談（令和3年3月）を始めとするハイレベルの働きかけのほか、在外公館でもあらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける招請活動を行った（令和3年3月時点でギリシャ、ブラジル等14か国・2国際機関が参加を表明）。参加招請に際しては、各国毎に作成した国別戦略に基づき、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、様々な機会や広報ツールを用いて働きかけを行い、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）についても説明し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：a

参考指標：APECにおける域内貿易依存度

(出典：国際通貨基金 (IMF, Direction of Trade Statistics))	実績値(暦年)			
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	66.1%	65.6%	65.7%	66.0%

評価結果(個別分野4)

施策の分析

【測定指標4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *】

平成30年度から令和2年度にかけては、気候変動、貿易、世界経済といった国際社会が抱える課題のほか、各年の議長国がその年のトピックとして例年以上に重視する課題等、広範なテーマについて、G7及びG20の双方で日本として議論に貢献し、課題解決に向けた進捗を示すことができた。特に、令和元年度以降は、新型コロナの感染拡大により、世界の主要国が一堂に会する枠組みであるG7及びG20での議論がこれまで以上に重視され、日本としてのリーダーシップを発揮する重要な機会となった。

(1) 平成30年度は、6月に開催されたG7シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣が、国際社会のけん引役として普遍的価値を共有するG7がこれまで以上に役割を果たしていくべきと力強く訴えるとともに、貿易、イノベーションと雇用、北朝鮮などに関する議論を主導した結果、これらの点を首脳コミュニケに反映させることができ、日本の考え方を最大限発信できた。

4月に開催されたG7トロント外相会合でのG7外相コミュニケの発出に当たっては、河野外務大臣は、国際情勢が目まぐるしく変化する中、ルールに基づく国際秩序のけん引役としてのG7の連帯が重要であることを強調しつつ、力強いメッセージの発出に向けて議論を主導した。

また、G20については、11月に開催されたG20ブエノスアイレス・サミットでは、日本は、トロ

イカ（次期議長国）として首脳間の議論をけん引するとともに、全てのセッションで発言を行い、G20内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与し、G20が首脳宣言を通じて結束した力強いメッセージを出すことに大きく貢献することができた。同外相会合では、「G20の貢献、期待及び性質」、「マルチラテラリズムとグローバルガバナンス」、及び「公正で持続可能な開発のための行動」の議題の下、議論が行われ、河野外務大臣は、G20の場が異なる意見を理解し相互に協力していく場として機能している点やG20では持続可能な未来の創出に向けた方策につき議論すべきである旨強調した。

これらの機会を通じ、トロイカの一員として議論を積極的に主導するなど、国際社会における存在感を示した。（平成30年度：G7・G20における我が国の積極的な貢献（達成手段①）、金融・世界経済に関する首脳会議等開催準備経費（達成手段⑦））

(2) 令和元年度は、6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長のけん引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献などについて議論が行われ、日本は議長国として議論を積極的に主導し、「大阪首脳宣言」を発出し、G20の力強い意思を世界へ発信した。また、この大阪サミットの機会において、日本は「大阪トラック」、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」など多くのプロセス・原則・ビジョンを打ち出すことができた。日本が議長を務めたG20の1年間の締めくくりとして令和元年11月に開催されたG20愛知・名古屋外務大臣会合では、(1)自由貿易の推進とグローバルガバナンス、(2)SDGs、(3)アフリカの開発をテーマとした議論が行われた。同会合は、茂木外務大臣の議長の下、G20大阪サミットや、TICAD7の成果を確認し、今後の実施に向けた具体策を議論するための「跳躍台」とすることができた。大阪サミット及びその関連会合において、日本は上述のとおり議長国としての立場をいかし、デジタル化や環境問題等の分野において、望ましい国際秩序形成に向けて議論を大きく前進させた。令和元年8月に開催されたG7ビアリッツ・サミットでは、「不平等との闘い」とのテーマの下、G7の主要議題である、世界経済・貿易や外交・安全保障、特に拉致問題を含む北朝鮮問題、「大阪トラック」に基づくWTOでのルール作りの促進、アフリカにおける開発協力等について、G7首脳間で率直な議論を行い、日本としてG20大阪サミットでの成果を土台として議論をリードすることができた。G7ディナール外相会合では、河野外務大臣が特に北朝鮮や中国等の議題において積極的に議論を主導した結果、これらの点に関する日本の立場を外相コミュニケに反映させることができた。

令和2年3月に急遽開催された米議長国下でのG7首脳テレビ会議は、G7首脳間で行われた初のテレビ会議となり、新型コロナの世界経済への影響を食い止めるためにG7があらゆる政策的手段を用いることや、治療法及びワクチンの迅速な開発などで協調していくことで一致し、G7首脳宣言を発出した。安倍総理大臣は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証として、完全な形で実施したいと述べ、他の首脳の支持を得た。

また、同3月に議長国サウジアラビアが主催したG20首脳テレビ会議においては、公衆衛生及び財政措置の協調、貿易やサプライチェーンの混乱の最小化などを決意することを明記した首脳宣言を採択した。日本は、トロイカとして、治療薬などの開発を加速させるとともに、G20として強大な経済財政政策を実施すべきと呼びかけ、各国の支持を得ることができた。首脳宣言では、人類の力強さの証として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を完全な形で主催するという日本の決意を称賛することが記載された。（令和元年度：G7・G20における我が国の積極的な貢献（達成手段①）、金融・世界経済に関する首脳会議等開催経費（達成手段⑥））

(3) 令和2年度におけるG7及びG20の首脳会議は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、対面で開催することはできなかったが、テレビ会議形式で活発な議論を行ったことで、政策面での協力を積極的に参画・貢献し、国際経済秩序形成の上で重要な信頼関係醸成を図ることができた。

4月のG7首脳テレビ会議では、ワクチン・治療薬の開発、開発途上国支援の重要性などについて一致し、安倍総理大臣が、治療薬の開発及び普及、医療体制・保健システムのぜい弱な国への支援、危機に関する支援や情報の国際的な共有、世界全体の感染症予防体制強化や危機に強い経済の構築などについて発言を行い、G7として一致したメッセージを出す上で存在感を示した。

9月3日に開催されたG20臨時外相テレビ会議では、「国際的な人の移動の再開に向けた国際協力の在り方」がテーマとなり、茂木外務大臣から、日本の水際措置などの感染対策や緊急経済対策の概要を紹介した上で、世界経済の回復には、感染抑止と両立した上での国際的な人の移動の再開が不可欠である旨述べつつ、ワクチンの開発・普及、途上国支援、情報共有の面での協力について発言し、議論に貢献した。

11月21日及び22日にテレビ会議形式で開催されたG20リヤド・サミットでは、「感染症との戦い及び成長と雇用の回復」及び「包括的、持続可能で強靱な未来の構築」を議題として議論が行われ

た。菅総理大臣は、G20として、新型コロナへの対応、世界経済の回復、国際的な人の往来の再開、更にはポスト・コロナの国際秩序作りを、国際社会において主導していくとのメッセージを明確に発信すべきと述べ、首脳間の議論をリードした結果、議論の総括として、G20 リヤド首脳宣言が发出された。(令和2年度：G7・G20における我が国の積極的な貢献(達成手段①)、金融・世界経済に関する首脳会議等開催経費(達成手段⑤))

【測定指標4-2 OECDにおける我が国の貢献】

令和元年度の閣僚理事会では、河野外務大臣が出席し、閣僚理事会の主要議題であり、日本が議長を務めた同年のG20の重要アジェンダでもある、デジタル化やイノベーション、さらに貿易、開発等について日本の立場・考えを高いレベルで発信することで、日本の主張の多くを成果文書である「議長声明」に盛り込むことができた。これは、G20大阪サミットに向けて、我が国が重視する点を国際的に発信する上で有意義で、G20プロセスも踏まえつつ、閣僚理事会において日本にとって有効な提言・結論が出るように議論を積極的に主導するという令和元年度目標に向けて高い効果があった。特に、データの自由な流通については、OECDの議長声明に盛り込まれたこともあり、国際的な問題意識の醸成につながり、その後の大阪トラックの立ち上げやG20大阪サミットにおける議論へとつながり、日本のOECDを利用した経済外交及び、デジタル時代のルール作りという観点からも有効であった。(令和元年度：OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進)(達成手段②))

また、令和2年度の閣僚理事会は、新型コロナウイルスの影響によりオンライン形式で開催されたが、日本は副議長国としてテーマ設定や成果文書の作成・交渉の過程でリードすることで、コロナ禍における加盟国間の知見と経験の共有を促進し、より良い回復というテーマの下、デジタル化やグリーンリカバリー等の課題について、成果文書である「閣僚声明」に日本にとって有効な提言を盛り込むことができ、令和2年度の目標に向けて有益であった。特に、菅総理大臣がビデオメッセージで参加し、感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向け、OECDが政策協調の場として果たす役割の重要性を強調し、デジタル化や人の往来の再開に向けた日本の取組を発信できたことは、OECDにおける日本の更なるプレゼンス向上に貢献した。(令和2年度：OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進)(達成手段②))

【測定指標4-3 APECにおける諸活動への貢献】

- 1 平成30年度のPNG・APEC首脳会議ではAPECエコノミー間の意見の収れんがみられず首脳宣言採択に至らず、議長声明となり、令和元年度のチリAPEC首脳会議はチリの国内情勢により中止となったため、令和2年度のマレーシアAPEC首脳会議では、3年ぶりにコンセンサスによる首脳宣言の採択となった。しかし、首脳宣言が採択されなかつたいづれの年度においても、我が国が重視する多角的貿易体制の実現、WTO改革、質の高いインフラに関する取組、地域経済統合の推進等に関する働きかけを積み重ねたことにより、令和2年度には、我が国が重視する事項を、ボゴール目標後のAPECの中長期的な方向性を示す文書であるAPECポトラジャヤ・ビジョン2040及びAPEC首脳宣言に盛り込むとの成果が得られたことから、相当程度の進展が得られた。(平成30・令和元・2年度：APECを通じた経済関係の発展(平成30・令和元年度達成手段④、令和2年度達成手段③))
- 2 平成30年度に「FTA/EPAにおける競争章に関する能力構築ワークショップ」、令和元年度に「競争政策に係るFTAAP能力構築：経済連携協定における好事例の共有」、令和2年度にAPECビジネス諮問委員会の協力の下、「ビジネスの視点からのFTA/EPAにおける競争関連規定に関するFTAAP政策対話」を当省主催でAPECプロジェクトとして実施し、これらのプロジェクトの実施を通じて、質が高く包括的なFTAAPの将来的な実現に向け、国有企業への対応や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題に関する能力構築に貢献した。(令和2年度：アジア太平洋経済協力拠出金(TILF基金)(任意拠出金)(達成手段⑫)、APECビジネス諮問委員会拠出金(任意拠出金)(達成手段⑬))
- 3 平成30年度には、PNG提案の資源部門における成長の活用に関するAPECエコノミー間の政策対話に参加し、令和元年度はチリが主導する「APECグローバル・バリュー・チェーン(GVC)促進のための戦略的ブループリント2023-2025」作成過程で、日本の取組である製造業関連サービスを通じて貢献し、令和2年度はデジタル経済に係るAPEC案件を提出する等各年議長エコノミーのイニシアティブを積極的に後押しした。また、令和2年度においては、新型コロナ拡大を受けた流動的な状況においても、予定どおり11月の首脳会議で成果文書が採択されることに、日本としてはプロセス面等からも貢献できた。

4 日本 APEC プロジェクト採択件数及び APEC ビジネストラベルカードの発行枚数は、平成 30 年度及び令和元年度においては目標値を達成したが、令和 2 年度においては目標値の達成に至らなかった。これは、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和 2 年 3 月以降、APEC の各種会合がテレビ会議形式で実施されることとなったこと、流動的な情勢により、案件実施の予見が困難になったこと、APEC ビジネストラベルカードの申請件数が減少していること、各国・地域での水際対策の強化や審査期間の長期化に起因する。しかし、令和 2 年度においても、ビジネスの観点からの競争関連規定に関する FTAAP 政策対話を、予定していた対面式からテレビ会議形式に変更して開催するなど、困難な状況でも最大限の効果が得られるよう検討し、経済界と連携し、FTAAP 実現に向けた議論や我が国が重視する次世代貿易投資課題に関する議論を推進することができた。（令和 2 年度：アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金（義務的拠出金）（達成手段⑩）、令和 2 年度：アジア太平洋経済協力拠出金（TILF 基金）（任意拠出金）（達成手段⑫）、平成 30・令和元・2 年度：APEC を通じた経済関係の発展（平成 30・令和元年度達成手段④、令和 2 年度達成手段③））

【測定指標 4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組】

2025 年国際博覧会の誘致に当たっては、政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨み、政府は総理大臣を先頭に、関係閣僚・政務が二国間会談や国際会議等のあらゆる機会を活用し、各国要人に対して支持要請を行い、各国首都においては在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行った。地方自治体も経済界と共に 2025 年日本万国博覧会誘致委員会を組織し、国会議員は超党派の誘致議員連盟を立ち上げ、それぞれの人脈等を活用した働きかけを行った。このようなオールジャパンで重層的な誘致活動を進めたことが、立候補から約 1 年半の厳しい選挙戦での勝利という大きな成果をもたらした。

令和元年度は、万博特措法の制定等、万博開催に向けた体制整備が着実に進められ、12 月 20 日、「第 2 回 2025 年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」が開催され、その後に開催された閣議において、2025 年日本国際博覧会の BIE に対する登録申請について閣議決定され、同年 12 月 27 日に登録申請書を BIE に提出した。令和 2 年 12 月に開催された BIE 総会において登録申請書が承認されたことを受け、直ちに各国・国際機関に対し正式参加招請状を送るとともに、参加招請活動を開始し、外務大臣ほか各省の政務による各国要人への働きかけ、在外公館による各国政府への働きかけ、在京大使館への働きかけ等、オールジャパンで重層的な働きかけを行ったことは早期の参加表明を得る上で効果的だった。さらに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）についても様々な広報機会やツールを用いて積極的に説明を展開したことは、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する観点から有意義だった。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

世界経済は、足下では回復基調にあるが、回復は完全ではなく、中期的には下方リスクが存在しており、景気が上向いている今こそ経済の基盤を確固たるものにしていくことが必要であり、このような経済情勢認識のもと、①日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成していく場としての G 7・G 20、②「世界最大のシンクタンク」、国際経済の「ルール形成の場」と称される OECD 及び③各エコノミーの自発的な意思によって、アジア太平洋の持続可能な発展を目指し、地域経済統合と域内協力の推進を図る枠組みである APEC への積極的参画を引き続き行うとともに、④日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となり、地域経済を活性化する「起爆剤」になることが期待される 2025 年の国際博覧会大阪誘致の実現に向け取り組んでいく必要がある。

- ① 持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。そのような中、価値観を共有する主要先進国の集まりである G 7 サミット及び外相会合に積極的に参加することは、我が国にとって望ましい国際秩序を形成する上で、必要不可欠である。また、参加国・地域の GDP 合計が 8 割を超え、先進主要国のみならず、新興国も多く参加する「国際経済協力の第一のフォーラム」とも呼ばれる G 20 サミットにおいても国際的な議論を主導し、効果的なメッセージを発信することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で、非常に重要な機会である。ついては、両サミットを通じた国際社会の直面する様々な重要課題の政策協調に積極的に参加し貢献すると同時に新型コロナウイルスの感染拡大からのより良い回復を始めとする地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作るとの施策目標を引き続き維持する。
- ② 客観的なデータ収集と分析を行い、「世界最大のシンクタンク」、国際経済の「ルール形成の場」とも称される OECD は、加盟先進国間の議論を通じて国際ルールを形成する機能を有しており、我が国としては、引き続き、OECD の活動への貢献と積極的な活用を通じて、外交上の利益を確保して

いく必要がある。特に、世界経済の成長センターである東南アジアが今後陥る可能性が指摘されている「中所得国の罌」等につき、OECDには知見が蓄積されており、アジアからの数少ない加盟国である我が国がOECDと東南アジアとの橋渡し役を担い、東南アジアの強固な経済成長を後押ししていくことは、我が国の対東南アジア外交を推進する上でも有効である。

- ③ APECは、アジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、経済規模で世界全体のGDPの約6割、世界全体の貿易量の約5割、世界人口の約4割を占める重要な経済協力の枠組みである。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易依存度が約7割と、相互依存関係は極めて強い。新興国を中心に世界経済の不透明感を増す中、「世界の成長センター」たるアジアを含む同地域が安定的な成長を遂げるためには、今後、成長の「質」を高めていくことが重要である。このため、APEC地域の各エコノミーとの経済協力の深化、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて、国際ルールの普及や価値観の共有を促進し、その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要がある。このような背景の下、今後ともAPECの枠組みを活用し、幅広い分野の協力に関し、年に数回開催される高級実務者会合での議論の積み重ねを通じ、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成功に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。
- ④ 国際博覧会の開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となり、開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025年大阪・関西万博の開催にあたっては、150か国・25国際機関の出展を目標に掲げているため、引き続きオールジャパンで参加招請を行っていく必要がある。

【測定指標】

4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *

- 1 上記の施策の分析のとおり国際的な課題につき、G7サミットという、自由、民主主義、人権などの基本的価値を共有する首脳が集結する場において、世界経済・貿易、政治・外交問題、気候変動・エネルギー、開発等国際社会の重要課題に対する我が国の立場を積極的に発信し、考え方を最大限成果文書に反映させることは引き続き重要であり、令和3年度に行われるG7コーンウォール・サミットに向けて、我が国の立場をインプットしていく。G7外相会合においても、北朝鮮や中国を始めとした地域情勢を中心に我が国の立場を積極的に発信し、これらの点に関する我が国の考え方を最大限成果文書に反映させるべく、我が国の立場をインプットし、また会合における議論を主導する。
- 2 G20サミットにおいては、令和3年の議長国であるイタリアを含む参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し、世界の経済成長と繁栄及び新型コロナからのより良い回復のために効果的なメッセージを発信するために、我が国が目指す具体的成果の実現に向けて、準備を進めていく。

4-2 OECDにおける我が国の貢献

上記の施策の分析のとおり、OECD閣僚理事会において、日本にとって有益な提言・結論が出せるよう議論を積極的に主導する、国別プログラムを最大限活用しSEARPを推進するとの目標は妥当であった。

OECD閣僚理事会は、年に一度開催されるOECDの最も重要な会合であることから、令和3年度も引き続き、同閣僚理事会において日本の主張を反映させるべく積極的に議論を主導していく。

また、OECDの知見を活用し、我が国が強い結び付きを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しすることも望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、引き続き、経済協力開発機構(OECD)分担金を通じて、東南アジア地域プログラム(SEARP)を推進していく。

OECDにおける日本人職員の採用拡大に関しては、日本人職員の採用拡大は引き続き重要課題であるところ、OECDの全職員数に占める日本人職員(専門職以上)の割合について令和3年度も取り組んでいく。

4-3 APECにおける諸活動への貢献

上記の施策の分析のとおり、令和2年度は新型コロナの拡大及び長期化を受け、日本プロジェクトの新規採択件数及びAPECビジネストラベルカードの発行数の目標値を達成することはできなかったが、令和2年までのボゴール目標後のAPECの在り方も見据えつつ、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導するとの中長期目標、これまでの年度目標は適切であった。令和2年11月にはボゴール目標後のAPECの中長期的な方向性を示す文書であるAPECプトラジャヤ・ビジョン2040が採択され、引き続き、成果分書やAPECプトラジャヤ・ビジョン2040の実施計画に我が国の関心事項が反映されることを追求するとともに、FTAAPの将来的な実現に向け、自由で開かれた貿易・投資環境の整備、デジタル経済の分野等で議論をけん引していく。

4-4 2025年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて更に準備を進める。

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするため、引き続き、在外公館を始めオールジャパンで参加招請活動を実施し、世界各国の参加出展の確保に取り組む。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
2020 G7サミット（令和2年4月16日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_001953.html)
G7首脳テレビ会議（令和3年2月20日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/page1_000934.html)
G20（金融世界経済に関する首脳会合）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index.html>)
2020年OECD閣僚理事会（結果概要）（令和2年10月29日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008915.html)
OECD条約署名60周年記念式典（結果）（令和2年12月14日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22_003489.html)
APEC2020
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/page23_003037.html)
APEC2019
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page25_001783.html)
APEC2018
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page23_002365.html)
国際博覧会（万博）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hakurankai/banpaku/index.html>)
- ・ 令和元年版外交青書（外交青書2019）
第3章第3節 経済外交
- ・ 令和2年版外交青書（外交青書2020）
第3章第3節 経済外交
第3章第3節 4（5）2025年国際博覧会の大阪・関西誘致
- ・ 令和3年版外交青書（外交青書2021）
第3章 第1節 3（2）経済協力開発機構（OECD）
- ・ 内閣官房ホームページ
国際博覧会推進本部
(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo_suisin_honbu/index.html)
- ・ 経済産業省ホームページ
大阪・関西万博
(<https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/osaka2025.html>)
- ・ 2025年日本国際博覧会協会ホームページ
(<https://www.expo2025.or.jp>)
- ・ 「我が国の経済外交2020」（外務省経済局編（2020年）日本経済評論社）